

武蔵村山市第六次 特別支援教育推進計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

武蔵村山市教育委員会

はじめに

平成19年の学校教育法一部改正により、これまでの「特殊教育」は「特別支援教育」に改められ、全ての学校において、発達障害を含む障害のある児童・生徒等に対して適切な教育を行うことが、法律上明確に規定される等、大きな転換が図られてから18年が経過しました。

その間、国では、インクルーシブ教育の推進におけた学校教育法施行令の一部改正や共生社会の実現におけた「障害者差別解消法」の制定、切れ目のない発達障害者への支援の充実を目的とした「発達障害者支援法」の改正など、様々な制度設計が進められてきました。また、令和3年9月には、医療的ケア児の健やかな成長と教育を受ける機会の確保・充実を目的とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、さらに令和5年3月に策定された「第5次障害者基本計画」では、インクルーシブ教育システムの更なる推進及び教育環境の整備が掲げられました。

東京都においても、平成29年2月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定し、また、令和7年3月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」を策定するなど、共生社会の実現に向けた更なる特別支援教育の充実が図られています。

本市では、令和3年3月に「第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画」を策定し、各学校と教育委員会及び関係部局が連携し、特別支援教育の充実に向けた取組を進めてまいりました。また、重点事業として掲げた「自閉症・情緒障害特別支援学級の設置」では、令和5年度に中学校で開設し、西部地区小学校における固定学級についても令和7年度に開設することができました。

一方で、医療的ケア児の受入体制やインクルーシブ教育の更なる推進など、本市の特別支援教育を取り巻く課題が残されています。

このような状況を踏まえ、これまでの取組を振り返りつつ、本市の特別支援教育を取り巻く新たな課題に対して的確に対応していく必要があることから、この度、令和8年度を初年度とする「武蔵村山市第六次特別支援教育推進計画」を策定することと致しました。

本計画の実施により、本市の特別支援教育をより一層推進し、学校、家庭、地域、福祉、医療等の関係機関が連携して特別な教育適支援が必要な児童・生徒一人一人に適切な支援を行い、その能力や可能性を最大限に伸ばし、将来の社会的自立、地域の一員として生きていく力を培うとともに、共生社会の形成を目指した教育を全ての学校において推進していきますので、市民の皆様におかれましても、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い致します。

令和8年3月

武蔵村山市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	国・東京都・武蔵村山市の取組経過	3
	(1) 国の取組経緯	3
	(2) 東京都の取組経緯	6
	(3) 市の取組経緯	8

第2章 武蔵村山市特別支援教育推進の基本的な考え方

1	基本理念	11
2	本計画の5つの指針	11

第3章 武蔵村山市における特別支援教育の現状

1	特別支援学級等の児童・生徒の状況について	13
	(1) 特別支援学級(固定学級)における児童・生徒の状況等	13
	(2) 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の状況等	15
2	武蔵村山市における特別支援教育推進体制	19
	(1) 武蔵村山市教育委員会事務局における推進組織	19
	(2) 武蔵村山市特別支援教育連携協議会	19
	(3) 武蔵村山市特別支援教育専門委員会及び巡回相談員	20
	(4) 就学相談	21
	(5) 特別支援教育校内委員会	22
	(6) 特別支援教育コーディネーター連絡会	22
	(7) 「学校生活支援シート」、「(連携型)個別指導計画」	23
	(8) 「就学支援シート」の活用	24
	(9) 特別支援教育講演会の実施	24
	(10) 副籍制度の実施	24
	(11) 交流及び共同学習の実施	25
3	第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画5年間の評価	26
	(1) 学校における行動計画	26
	(2) 教育委員会における行動計画	28
	(3) その他部局における行動計画	30
	(4) 学校及び教育部における数値目標	31

第4章 武蔵村山市特別支援教育推進における具体的な施策

1	施策の体系	33
2	特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画	34
(1)	特別支援教育の視点を明確にした学校経営	34
(2)	特別支援教育校内体制の整備	34
(3)	通常の学級に在籍する発達等課題のある児童・生徒の指導と支援の充実	34
(4)	通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進	35
(5)	教育委員会における支援体制の継続	35
(6)	教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成	36
(7)	未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携	37
(8)	教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	38
(9)	乳幼児期における支援体制の推進	39
(10)	都立特別支援学校と連携した教育の推進	40
(11)	特別支援教育関係会議等の推進	40
(12)	校内におけるICTの活用	41
(13)	医療的ケア児への支援	41
(14)	交流及び共同学習の推進	42
(15)	都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進	42
(16)	副籍制度の充実による交流活動の推進	43
(17)	障害のある人との交流の推進	43
(18)	障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	43
(19)	「心のバリアフリー」に関する周知及び理解の促進	44
(20)	特別支援教育に関する周知と理解の促進	44
(21)	人権を尊重する教育の推進	44
3	所管別行動計画	45
(1)	学校における行動計画	45
(2)	教育部における行動計画	46
(3)	その他部局における行動計画	47

第5章 計画の進行管理

1	計画の推進体制	48
2	計画の点検・評価	48

資料編

1	武蔵村山市就学相談の一般的な流れ	53
2	就学支援シートの御案内	54
3	特別支援教室リーフレット	56
4	副籍制度リーフレット	61

5	武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱.....	63
6	武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会委員名簿.....	65
7	武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会検討経過.....	66
8	都立特別支援学校一覧.....	66
9	用語解説.....	67

武蔵村山市特別支援教育推進計画

～本 編～

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成19年4月、学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、全ての学校において、特別支援教育を推進することが法律上も明確に規定されました。そして、平成25年9月、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」に向けた学校教育法施行令の改正が施行され、平成28年4月には、障害者差別解消法の施行、同年8月には、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮すること等が盛り込まれた発達障害者支援法の一部が施行されました。

また、平成29年3月には、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の改訂が告示され、小・中学校の新しい学習指導要領では、「障害のある児童生徒への指導について、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を『組織的かつ計画的に』行う」ほか、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」等といった内容が記載される等、障害者教育や心のバリアフリーのための交流及び共同学習を進めていくこと等が示されました。

本市教育委員会では、令和3年3月に「第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画」（以下「第五次計画」という。）を策定し、令和7年度までの5年間における特別支援教育の充実を図るため、特別な教育支援が必要な児童・生徒一人一人に対する支援体制の整備等を推進してきました。

この度、第五次計画の計画期間が満了することに伴い、同計画の取組状況や新たな法改正等を踏まえ、子ども一人一人の発達特性や障害の状況に応じた教育をより一層推進するために、「武蔵村山市第六次特別支援教育推進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

なお、本計画は、義務教育期における内容を中心として作成していますが、障害のある子どもには、生涯における一貫した支援が必要であることから、「武蔵村山市第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」等と整合を図り、障害のある人が、住み慣れた地域や家庭で、安心・自立して暮らせるまちづくりを実現できるようにすることを目指した特別支援教育を推進するための計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「武蔵村山市第五次長期総合計画」（後期基本計画）、「武蔵村山市教育大綱」及び「武蔵村山市第三次教育振興基本計画」を上位計画とし、その個別計画として、本市の特別支援教育を推進するための方向性を示したものです。

計画の推進に当たり、「武蔵村山市第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画」との整合性を図り、特別支援教育を取り巻く関連法令及び国の動向並びに「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」との整合性に留意し、国や東京都における施策の見直し等があった場合は、必要に応じて見直しを行ってまいります。

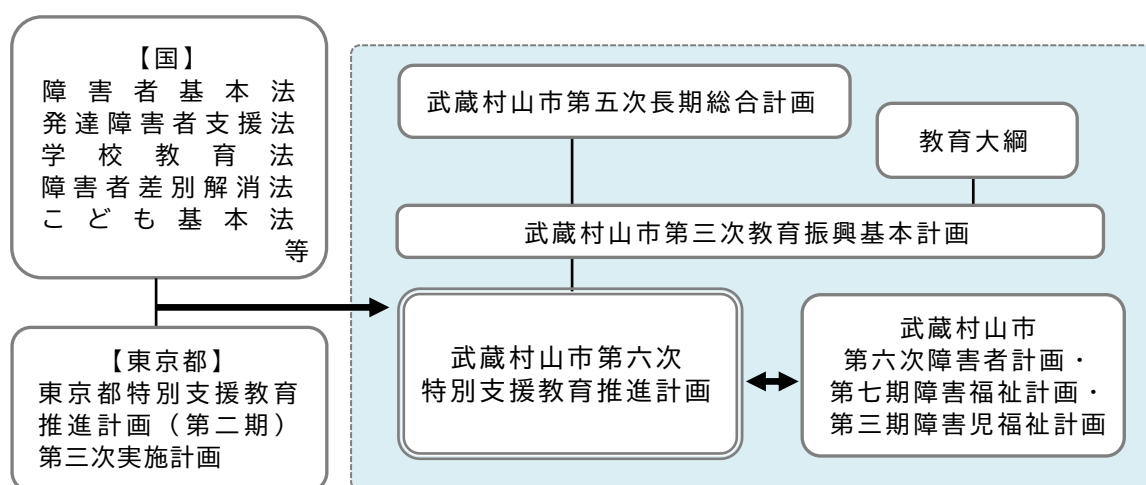


図1-1 計画の位置付け

3 計画の期間

本計画の計画期間は、第五次計画の計画期間と同様とし、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

図1-2 計画の期間

年号	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画	第一次計画		第二次計画			第三次計画		第四次計画					第五次計画			第六次計画								

4 国・東京都・武蔵村山市の取組経過

国・東京都・本市の特別支援教育の推進に向けた主な取組経過は、以下のとおりです。

(1) 国の取組経緯

国の主な取組	
平成19年4月	学校教育法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・「特殊教育（心身障害教育）」から「特別支援教育」への転換 ・従来の盲、ろう、養護学校の特別支援学校への一本化 ・特別支援学校を地域の特別支援教育におけるセンター的機能として位置付け
平成19年9月	障害者権利条約の署名（平成26年1月批准・平成26年2月発効） <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと等を規定
平成23年8月	障害者基本法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り障害のある児童及び生徒が障害のない児童及び生徒と共に教育を受けられること等を規定
平成24年7月	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（中央教育審議会初等中等教育分科会）
平成25年9月	障害者基本計画（第三次）の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みの構築
平成25年9月	学校教育法施行令の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村教育委員会が、幼児・児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改定
平成27年11月	文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
平成28年4月	障害者差別解消法の制定（公布は、平成25年6月） <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別解消の推進（共生社会の実現化の推進）
平成28年4月	障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ・事業主における合理的配慮の提供義務 等
平成28年8月	発達障害者支援法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない発達障害者への支援の充実
平成29年2月	「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリーの推進 ・ユニバーサルデザインの街づくりの推進

国の主な取組
平成29年3月 学習指導要領の改訂（高等学校：平成30年3月） <ul style="list-style-type: none"> ・小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実 ・特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的考え方の明示
平成29年4月 特別支援学校学習指導要領等の改訂（高等部：平成31年2月） <ul style="list-style-type: none"> ・学びの連続性を重視した対応 ・一人一人に応じた指導の充実 ・自立と社会参加に向けた教育の充実
平成30年2月 学校における交流及び共同学習の推進について（報告）
平成30年3月 障害者基本計画（第四次）の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現に向けた仕組みの整備の推進 ・「障害の社会モデル」を踏まえた障害に対する理解の推進 等
平成30年3月 文部科学省と厚生労働省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム発足 <ul style="list-style-type: none"> ・教育と福祉の連携推進 ・保護者支援の推進
平成30年4月 学校教育法施行規則の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校（中等教育学校後期課程含む）における通級による指導の制度化
平成30年8月 学校教育法施行規則の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・学校と医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体との連携強化
平成31年3月 学校における医療的ケアの今後の対応について（通知） <ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校における医療的ケア児の教育を受ける機会の確保推進
平成31年4月 障害者活躍推進プランの策定 <ul style="list-style-type: none"> ・共生に向けた「学び」の質の向上の推進
平成31年4月 学校教育法等の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教科書の導入・活用
令和元年5月 医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒のスクールバス等の専用通学車両による登下校時の安全確保について（通知）
令和3年1月 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申） <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備
令和3年9月 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する ・安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する
令和4年3月 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議（報告） <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育を担う教師の専門性の向上

国の主な取組	
令和5年3月	第5次障害者基本計画の策定 ・インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
令和5年3月	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（報告） ・学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒が小・中学校で8.8%、高等学校で2.2%となり、全ての学級に特別な教育支援が必要な児童生徒が在籍している可能性が浮上 ・障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備 ・よりインクルーシブな社会の実現に向けた関連施策等の一層の充実
令和5年4月	こども基本法の施行・こども大綱の策定 ・「こどもまんなか社会」の実現 ・「ライフステージを通じた重要事項」として障害児支援・医療的ケア児等への支援
令和5年6月	第4期教育振興基本計画の策定 ・誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
令和6年4月	障害者差別解消法の施行 ・合理的配慮の提供

(2) 東京都の取組経緯

東京都の主な取組
<p>平成16年11月 「東京都特別支援教育推進計画第一次実施計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個に応じた教育内容の充実 ・都立特別支援学校の適正規模・適正配置 ・区市町村における特別支援教育の充実支援 ・都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備 ・特別支援教育を推進する教育諸条件、支援体制の整備
<p>平成19年11月 「東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次実施計画に加え、以下の取組を推進 ・都立特別支援学校の教育諸条件の整備 ・一人一人を大切にすることを推進するための都民の理解啓発の充実
<p>平成22年11月 「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校で実施する特別支援教育の推進 ・つながりを大切にされた特別支援教育の推進 ・自立と社会参加をめざす特別支援教育の推進
<p>平成24年4月 「特別支援教室モデル事業」の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目黒区、北区、狛江市、羽村市で平成24年度～平成26年度にかけて実施
<p>平成27年11月 「東京都教育施策大綱」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもたちの教育環境の充実 ・小・中・高校における発達障害のある子ども達の教育環境の充実
<p>平成28年2月 「東京都発達障害教育推進計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての公立学校における発達障害教育の充実
<p>平成29年1月 「東京都教育施策大綱」の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学校で全ての子どもたちが安心して学べる場の充実 ・障害のある子どもたちの個性や可能性を伸ばす教育の充実
<p>平成29年2月 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校における特別支援教育の充実 ・小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実 ・変化・進化する社会に対応した特別支援教育の推進 ・特別支援教育を推進する体制の整備・充実
<p>平成30年10月 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」施行</p>
<p>平成31年3月 「東京都教育ビジョン（第四次）」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育の充実

東京都の主な取組

令和6年3月 「東京都教育ビジョン（第五次）」の策定

- ・障害のある児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の充実
- ・柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子どもたちが尊重し合いながら学ぶ環境の整備

令和7年3月 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」の策定

- ・特別支援学校等に在籍する児童・生徒数の増加等、社会状況の変化に対応した施策を一層推進し、特別支援教育を更に充実

(3) 市の取組経緯

本市の主な取組	
平成19年3月	「武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 ・学校－家庭－地域及び関係機関と連携した特別支援教育の推進 ・就学相談体制の整備 ・特別支援教育に関する校内体制の整備と教員の専門性の向上 ・特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対応した教育環境の整備
平成19年4月	「第八小学校（伸び伸び）」通級指導学級設置 「第三中学校（7組）」通級指導学級設置
平成20年7月	「平成20・21年度発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」 （文部科学省示達事業）地域指定 ・「連携協議会」、「専門委員会」、「巡回相談員」を設置
平成21年4月	「特別支援教育支援員」設置
平成22年3月	「第二次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 ・第一次計画の継承、推進
平成22年4月	「小中一貫校村山学園第四小学校（すくすく）」通級指導学級設置
平成23年9月	就学支援シート試行実施
平成23年12月	「武蔵村山市特別支援教育推進組織検討委員会」設置 ・教育委員会事務局の組織体制について調査検討を実施
平成24年9月	「豊かな学校生活のために」就学支援シート本格実施
平成25年2月	「第三次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 ・第一次、第二次計画に加え、以下の取組を推進 ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
平成25年9月	「武蔵村山市特別支援教育ハンドブック」改訂第5版発行
平成26年4月	「介助員・特別支援教育支援員研修会」開始
平成27年1月	「特別支援学級緊急時通学タクシー事業」開始
平成27年2月	「第1回特別支援教育講演会」開催（協力：都立羽村特別支援学校）
平成27年8月	「第2回特別支援教育講演会」開催 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
平成28年3月	「第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 ・第三次計画の継承、推進

本市の主な取組	
平成28年4月	小学校特別支援教室開設 「拠点校：小中一貫校村山学園第四小学校（すくすく）」 「巡回校：小中一貫校大南学園第七小学校（あおぞら）」 「巡回校：雷塚小学校（そよかぜ）」
平成28年7月	「第3回特別支援教育講演会」開催 (共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校)
平成29年4月	小学校特別支援教室開設 「拠点校：第八小学校（伸び伸び）」 「巡回校：第二小学校（ももの木）」 「巡回校：第十小学校（くすのき）」
平成29年8月	「第4回特別支援教育講演会」開催 (共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校)
平成30年4月	小学校特別支援教室開設 「拠点校：第九小学校（えのき）」 「巡回校：第一小学校（わかすぎ）」 「巡回校：第三小学校（わかば）」 ※ 特別支援教室全小学校導入により、小中一貫校村山学園第四小学校及び第八小学校の通級指導学級廃止
平成30年6月	「特別支援教育連携協議会」において、発達障害者（児）個別支援ファイル「むさしむらやまマイファイル」（以下、「むさしむらやまマイファイル」という。）検討開始
平成30年7月	「第5回特別支援教育講演会」開催 (共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校)
平成30年11月	「武蔵村山市特別支援教育ハンドブック」改訂第6版発行
平成31年4月	中学校特別支援教室開設 「拠点校：第三中学校（サポート教室）」 「巡回校：小中一貫校村山学園中学部（サポート教室）」 「巡回校：小中一貫校大南学園第四中学校（サポート教室）」
平成31年4月	「むさしむらやまマイファイル」配布開始 (都立特別支援学校、市内特別支援学級在籍者へ配布)
令和元年7月	「第6回特別支援教育講演会」開催 (共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校)
令和2年4月	中学校特別支援教室開設 「拠点校：第五中学校（サポート教室）」 「巡回校：第一中学校（特別支援教室）」 ※ 特別支援教室全中学校導入により、第三中学校の通級指導学級廃止
令和2年8月	「第7回特別支援教育講演会」 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止

本市の主な取組	
令和3年3月	「第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 ・第四次計画の継承、推進
令和3年8月	「武蔵村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会」 ・検討（1／2年目）
令和3年8月	「第8回特別支援教育講演会」開催 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動画限定公開
令和4年4月	特別支援教室における拠点校・巡回校等指導体制の変更 ・「拠点校：小中一貫校大南学園第七小学校」 （令和3年度以前は、小中一貫校村山学園第四小学校が拠点校） ・「巡回校：小中一貫校村山学園第四小学校」 （令和3年度以前は、小中一貫校大南学園第七小学校が巡回校）
令和4年7月	「武蔵村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会」 ・検討（2／2年目）
令和4年8月	「第9回特別支援教育講演会」開催 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
令和5年4月	小中一貫校村山学園第二中学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設 （武蔵村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会による）
令和5年7月	「武蔵村山市立小学校特別支援学級開設準備委員会」 ・検討（1／2年目）
令和6年4月	特別支援教室における拠点校・巡回校等指導体制の変更 ・「拠点校：第三中学校」に対して「巡回校：第一中学校」 （令和5年度以前は、小中一貫校村山学園第二中学校、小中一貫校大南学園第四中学校が巡回校） ・「拠点校：第五中学校」に対して「巡回校：小中一貫校村山学園第二中学校、小中一貫校大南学園第四中学校」 （令和5年度以前は、第一中学校が巡回校）
令和6年4月	教育指導課教育支援係が武蔵村山市民総合センター3階（教育センター）へ移動
令和6年7月	「武蔵村山市立小学校特別支援学級開設準備委員会」 ・検討（2／2年目）
令和6年8月	「第10回特別支援教育講演会」 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
令和7年4月	第十小学校知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級開設 （武蔵村山市立小学校特別支援学級開設準備委員会による）
令和7年8月	「第11回特別支援教育講演会」 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
令和8年3月	「武蔵村山市第六次特別支援教育推進計画」の策定 ・第五次計画の継承、推進

第2章 武蔵村山市特別支援教育推進の基本的な考え方

1 基本理念

特別支援教育を推進する上での本市の基本理念を、次のとおり定めます。

武蔵村山市では、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすとともに社会的自立を図るため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通し、学校・家庭・地域及び関係機関の連携により、共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進します。

2 本計画の5つの指針

本計画を策定し、特別支援教育を推進する上で基本となる5つの指針を次のとおり定めます。5つの指針では、学校の内部における人材育成や関係機関と連携した支援体制の改善を図り、地域全体で障害のある子どもの成長を支えながら、児童・生徒が自分らしく生活できる環境づくりを進めるといった流れに沿って、基本理念である共生社会の実現を目指します。

指針1 特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上

学校における組織的・継続的な支援を行うための校内体制等を確立し、特別支援教育についての専門的な研修等による教員の専門性の向上を図ります。

指針2 特別支援教育支援体制の整備・推進

教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関とのネットワークを充実させ、ライフステージに応じた支援体制を整備し、将来の社会的自立に向けて児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすための教育支援を行います。

指針3 学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実

幼児・児童・生徒の実態を把握し、児童・生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応できるよう学校・家庭・地域及び関係機関と連携を図りながら、ニーズに沿った支援を充実します。

指針4 児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進

本市の児童・生徒の実態に応じた教室・授業の形態等について検討し、多様化する教育的ニーズに対応できるよう教育環境の整備を推進します。

指針5 インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現

障害のある子どもが地域での生活基盤を形成することができるよう、学校における交流や共同学習を通じたインクルーシブ教育を推進し、市民全体の障害に対する理解の促進や心のバリアフリーの推進等による共生社会の実現を目指します。

第3章 武蔵村山市における特別支援教育の現状

1 特別支援学級等の児童・生徒の状況について

本市には、市立小学校9校、市立中学校5校、計14校があり、そのうち第四小学校と第二中学校は小中一貫校村山学園（平成22年4月開校）、第七小学校と第四中学校は小中一貫校大南学園（平成28年4月開校）となります。

市内計14校中、特別支援学級（固定学級）は5校に設置され、通級指導学級は1校、特別支援教室は全ての学校に設置されています。

（1）特別支援学級（固定学級）における児童・生徒の状況等

特別支援学級（固定学級）の在籍児童・生徒数は全体で概ね減少傾向にあり、学級数は横ばいとなっています。

表3-1 特別支援学級（固定学級）の設置状況 各年度5月1日現在

学校名	在籍児童・生徒数（人）					学級数（学級）				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第一小学校										
知的障害	31	31	28	27	26	4	4	4	4	4
自閉症・情緒障害	24	25	27	28	26	3	4	4	4	4
第十小学校										
知的障害					11					2
自閉症・情緒障害					7					1
雷塚小学校										
知的障害	33	29	29	35	39	5	4	4	5	5
自閉症・情緒障害	10	16	15	17	12	2	2	2	3	2
第一中学校										
知的障害	21	24	20	29	27	3	3	3	4	4
小中一貫校村山学園第二中学校										
知的障害	75	56	33	21	22	10	7	5	3	3
自閉症・情緒障害			16	28	29			2	4	4
市合計	194	181	168	185	199	27	24	24	27	29
※参考 東京都合計	12,310	13,108	13,903	14,748	15,978	1,816	1,925	2,023	2,151	2,316

※第十小学校は、令和7年度より設置。小中一貫校村山学園第二中学校（自閉症・情緒障害）は、令和5年度より設置。

表3-2 特別支援学級（固定学級）一覧

令和7年5月1日現在

学校区別	学校名	学級名	種別	学級数	開設年月等
小学校	第一小学校	杉の子	知的障害	4	昭和42年4月
		さくら	自閉症・情緒	4	平成7年4月
	第十小学校	めじろ	知的障害	2	令和7年4月
		つばめ	自閉症・情緒	1	
	雷塚小学校	ひまわり	知的障害	5	昭和49年4月
		なのはな	自閉症・情緒	2	
中学校	第一中学校	I組	知的障害	4	昭和58年4月
	小中一貫校村山学園 第二中学校	S組	知的障害	3	昭和44年4月
		E組	自閉症・情緒	4	令和5年4月

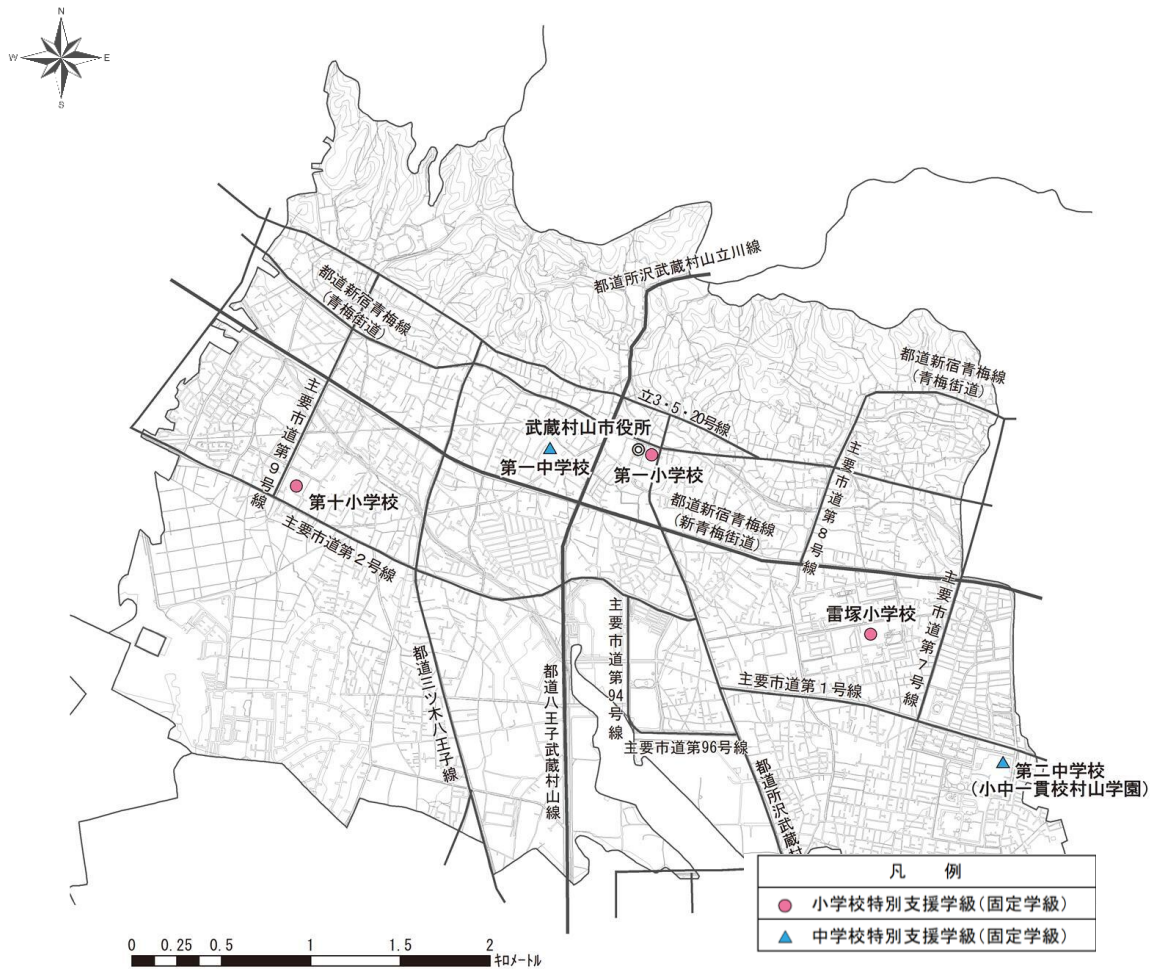


図3-1 特別支援学級（固定学級）マップ

(2) 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の状況等

令和7年4月に東京都が実施した「特別支援教室の実態把握及び検証に係る運営状況調査」においては、通常の学級に在籍する児童・生徒に対して「発達障害・情緒障害及びその可能性がある」と校長先生等が回答した児童・生徒の割合は、本市小学校全体で14.5%、中学校全体で13.7%という結果が出ており、令和7年5月現在の特別支援教室に在籍している児童・生徒数の割合（小学校4.6%、中学校3.1%）と比べると、小学校全体で9.9%、中学校全体で10.6%の差があります。

市内の通級指導学級は、第九小学校に設置されている難聴・言語障害学級や小中一貫校村山学園第四小学校に設置されている日本語学級があり、特別支援教室につきましても、令和2年度から全ての小・中学校に設置されてます。

令和7年5月1日時点の在籍児童・生徒数及び学級数は、難聴学級が1学級6名、言語障害学級が3学級47名であり、特別支援教室の在籍児童・生徒数は、令和3年度254人と比較して令和7年度213人と5年間で約40人減少しています。

こうしたことから、特別に支援が必要な児童・生徒が通常の学級に10%程度在籍していることを考慮したインクルーシブ教育の重要性を各小・中学校が認識し、教職員全体でより高い指導力と適切な対応力を身に付ける必要があります。また、個々の児童・生徒に合った教育環境を整えるためにも、より多くの保護者に特別支援教育を正しく認識してもらえるような広報活動や情報共有を行い、児童・生徒が安心して学習に取り組める場所がどこなのか、何が必要なのか、学校と保護者で丁寧な相談を重ねて考えていくことが重要であると考えます。

表3-3 特別支援教室の実態把握及び検証に係る運営状況調査における回答結果

調査項目	小学校	中学校
通常の学級に在籍する児童・生徒数	3,491人	1,699人
うち、校長先生等から見て、発達障害・情緒障害及びその可能性がある児童・生徒数・割合	505人 (14.5%)	233人 (13.7%)
うち、特別支援教室（又は通級指導学級）に入室している児童・生徒数・割合	162人 (4.6%)	52人 (3.1%)

資料：東京都（令和7年4月「特別支援教室の実態把握及び検証に係る運営状況調査」）

表3-4 通級指導学級の設置状況等

各年度5月1日現在

学校名		在籍児童・生徒数（人）					学級数（学級）				
種別		令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
第九小学校											
	難聴	3	6	5	6	6	1	1	1	1	1
	言語	43	51	50	53	47	3	3	3	3	3
市合計		46	57	55	59	53	4	4	4	4	4
※参考 東京都合計		3,304	3,407	3,510	3,678	3,741	236	245	249	254	256

表3-5 特別支援教室の設置状況等

各年度5月1日現在

グループ	学校名	在籍児童・生徒数（人）				
		令和	令和	令和	令和	令和
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	拠点校 第七小学校 (小中一貫校大南学園)	34	29	34	33	32
	巡回校 第四小学校 (小中一貫校村山学園)	46	43	35	26	18
	巡回校 雷塚小学校	12	10	10	6	8
2	拠点校 第八小学校	26	25	26	18	21
	巡回校 第二小学校	12	13	13	11	13
	巡回校 第十小学校	11	12	19	23	21
3	拠点校 第九小学校	33	30	25	10	12
	巡回校 第一小学校	13	13	11	12	15
	巡回校 第三小学校	24	19	22	21	21
4	拠点校 第三中学校	7	8	6	4	8
	巡回校 第一中学校	11	17	20	26	18
5	拠点校 第五中学校	8	12	12	9	12
	巡回校 第二中学校 (小中一貫校村山学園)	5	4	4	5	8
	巡回校 第四中学校 (小中一貫校大南学園)	12	9	9	5	6
市合計		254	244	246	209	213
※参考 東京都合計		28,823	31,192	31,193	32,291	34,466

※ 拠点校・巡回校等指導体制の変更については、P.10「本市の主な取組」の「特別支援教室における拠点校・巡回校等指導体制の変更」を参照

表3-6 通級指導学級一覧

令和7年5月1日現在

学校区別	学校名	学級名	種別	学級数	開設年月等
小学校	第九小学校	きこえとことばの教室	難聴	1	昭和55年4月
			言語	3	平成14年4月

表3-7 特別支援教室一覧

令和7年5月1日現在

グループ	学校名	学級名	種別	担任数	開設年月等
1	拠点校	第七小学校 (小中一貫校大南学園)	あおぞら	5	巡回校：平成28年4月 拠点校：令和4年4月
	巡回校	第四小学校 (小中一貫校村山学園)	すくすく		通級設置：平成22年4月 拠点校：平成28年4月 巡回校：令和4年4月
	巡回校	雷塚小学校	そよかぜ		巡回校：平成28年4月
2	拠点校	第八小学校	伸び伸び	5	通級設置：平成19年4月 拠点校：平成29年4月
	巡回校	第二小学校	ももの木		巡回校：平成29年4月
	巡回校	第十小学校	くすのき		
3	拠点校	第九小学校	えのき	4	拠点校：平成30年4月
	巡回校	第一小学校	わかすぎ		巡回校：平成30年4月
	巡回校	第三小学校	わかば		
4	拠点校	第三中学校	サポート	2	通級設置：平成19年4月 拠点校：平成31年4月
	巡回校	第一中学校	サポート		巡回校：令和2年4月
5	拠点校	第五中学校	サポート	3	拠点校：令和2年4月
	巡回校	第二中学校 (小中一貫校村山学園)	4組		巡回校：平成31年4月
	巡回校	第四中学校 (小中一貫校大南学園)	サポート		

※ 平成30年4月特別支援教室全小学校導入により、小中一貫校村山学園第四小学校及び第八小学校の通級指導学級廃止

※ 令和2年4月特別支援教室全中学校導入により、第三中学校の通級指導学級廃止

※ 拠点校・巡回校等指導体制の変更については、P.10「本市の主な取組」の「特別支援教室における拠点校・巡回校等指導体制の変更」を参照

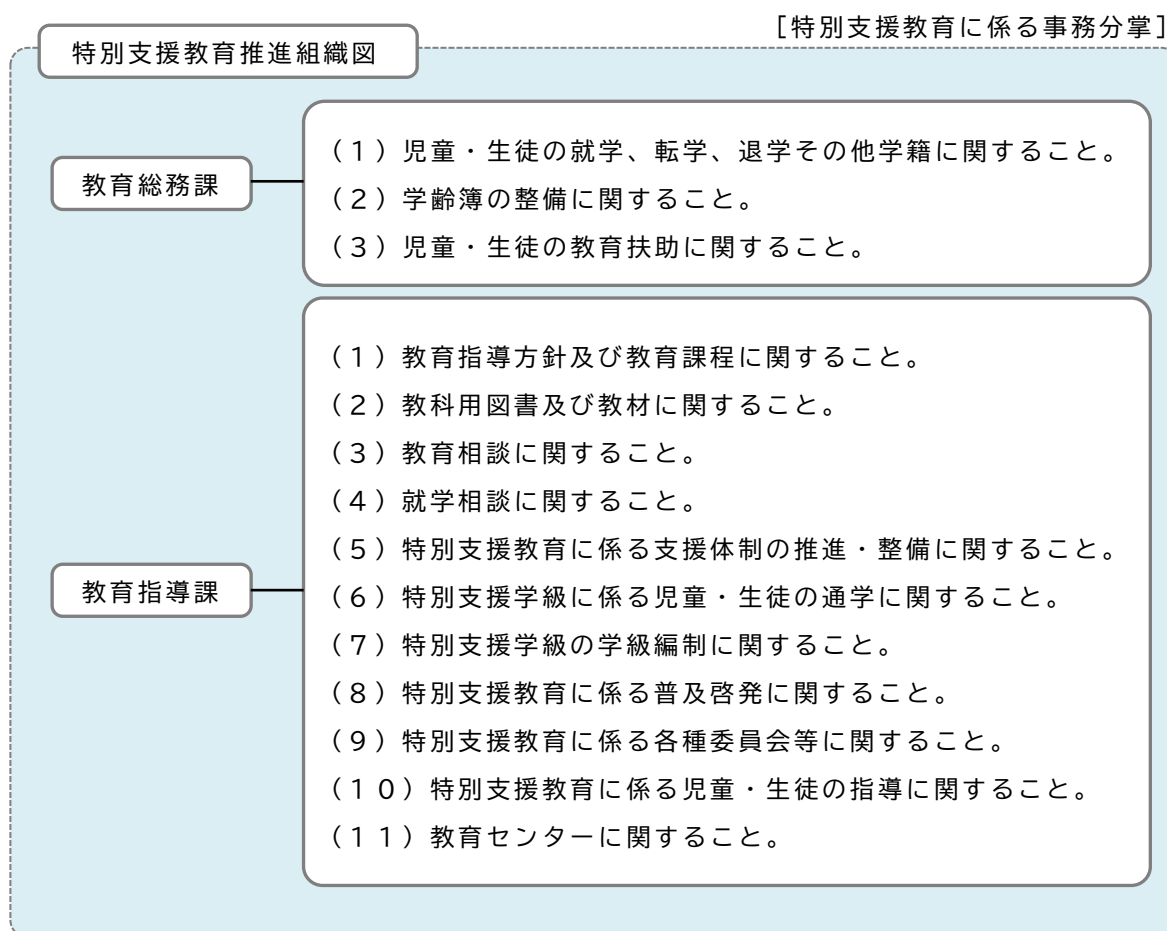


図3-2 通級指導学級・特別支援教室マップ

2 武蔵村山市における特別支援教育推進体制

(1) 武蔵村山市教育委員会事務局における推進組織

本市教育委員会事務局では、平成25年度からは、庶務的な事務を除き、主に教育指導課が特別支援教育施策を推進してきました。現在の特別支援教育に係る事務分掌については、次のとおりとなっています。



(2) 武蔵村山市特別支援教育連携協議会（以下「連携協議会」という。）

教育、保健、医療、福祉等の関係機関の連携により、教育上特別の指導と支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、乳幼児期から義務教育終了までの各段階において連続性のある適切な指導と支援を行うため、平成20年度から連携協議会を設置しています。

委員は、学識経験者、市立小・中学校長、都立特別支援学校教諭、都立多摩立川保健所職員、東京小児療育病院医師、市内保育園長、市内幼稚園長、障害福祉課長、健康推進課長、子ども育成課長、児童担当課長、子ども子育て支援課長、

教育特別相談員、教育委員会事務局職員となっています。年間2回の協議会を通して、本市の児童・生徒の特別支援教育の推進等について協議及び検討を行っています。

これまでの主な協議内容としては、令和4年度以降における「就学支援シート」の具体的な内容や実施方法等の検討があります。

(3) 武蔵村山市特別支援教育専門委員会及び巡回相談員

① 武蔵村山市特別支援教育専門委員会（以下「専門委員会」という。）

専門委員会は、市立学校に在籍する児童・生徒について、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に当たるか否かの判断を行い、児童・生徒一人一人に対する適切な教育的対応の在り方について検討し、その結果を教育委員会に報告する役割を担っています。

委員は、学識経験者、市立小・中学校教諭、都立特別支援学校教諭、東京小児療育病院医師、就学相談員、教育特別相談員、教育委員会事務局となっており、指導主事を除く全委員が巡回相談員を兼務しています。

巡回相談の経過等をもとに協議及び検討を行い、専門的な見地からの指導及び助言をいただいています。

② 武蔵村山市特別支援教育巡回相談（以下「巡回相談」という。）

巡回相談は、相談員が学校を訪問する等して、行動観察等により児童・生徒一人一人のニーズを把握し、必要とする支援の内容と方法について検討会等を通じて明確化するため、学級担任、特別支援教育コーディネーター、保護者等との面談を行い、適切な助言を行う制度です。

巡回相談員は、学識経験者、市立小・中学校教諭、都立特別支援学校教諭、東京小児療育病院医師、就学相談員、教育特別相談員となっています。

また、巡回相談員は、そのほとんどが武蔵村山市特別支援教育専門委員会の委員を兼務しています。一人一人に応じた支援体制の在り方について検討し、その結果を小・中学校の校長、学級担任、保護者等に助言する等巡回相談と専門委員会とが一体となっています。

従来の学校派遣依頼に基づく巡回相談だけでなく、教育委員会が指定する学校への巡回相談や特別支援教室グループ相互への巡回相談を実施することにより、効率的に巡回相談を行って実施回数の増加を図り、直接巡回相談を実施していない学級等においても、必要な助言や指導を受けたのと同様の効果が得られるよう情報共有を行い、より効果的な実施に努める必要があります。特別支援教育を推進する上で、巡回相談員の役割は、一層重要になるものと考えられます。

表3-9 巡回相談件数の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
16件	16件	13件	22件	13件

※ 都立特別支援学校教諭である巡回相談員が実施した件数を含む。

(4) 就学相談

就学相談とは、特別な支援が必要な子どもたちが適切な教育が受けられるよう小学校や中学校に入学する際に行う相談であり、現在在籍している学校から別の学校へ転学する際の相談も含まれます。

表3-10 就学相談員による就学相談件数の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
642件	656件	622件	685件	711件

① 武蔵村山市就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）

就学支援委員会は、障害のある子ども一人一人の障害の程度及び特性に応じた就学先その他就学に係る必要な事項について調査審議し、教育委員会に報告する役割を担っています。

委員は、学識経験者、臨床心理士、市内特別支援学級設置校の校長、東京小児療育病院医師、都立特別支援学校教諭、市立学校特別支援学級教諭、市立学校特別支援教室教諭、教育委員会指導主事等となっています。

就学相談は、年間を通じて行い、それらの相談経過を踏まえて、就学支援委員会で審議します。年々相談件数等が増えていることから、その開催回数も増加しています。

表3-11 就学支援委員会の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10回	8回	9回	9回	9回

② 武蔵村山市難聴学級・言語障害学級・情緒障害学級（特別支援教室）

入級支援委員会（以下「入級支援委員会」という。）

入級支援委員会は、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の障害の程度、特性等について専門的に調査審議し、難聴学級、言語障害学級又は情緒障害学級（特別支援教室）に入級することが適当と認められる幼児・児童・生徒について、教育委員会に報告する役割を担っています。

委員は、学識経験者、臨床心理士、市内通級指導学級設置校の校長、市内特別支援教室拠点校の校長、巡回指導教諭、特別支援教育コーディネーター、教育委員会指導主事等となっています。

表3-12 入級支援委員会の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
7回	7回	7回	7回	6回

(5) 特別支援教育校内委員会

特別支援教育校内委員会は、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する全校的な支援体制を整備するために、平成18年度に市内全小・中学校に設置された組織です。

小・中学校では、特別支援教育コーディネーターを推進リーダーとした校内委員会を中心に、学校組織全体で、校内における特別な支援を必要とする児童・生徒に対する支援の充実に努めています。

特別支援教育校内委員会に期待される役割

- ① 特別な教育支援の必要な児童・生徒への気付きの促進
 - ② 実態把握と支援方法の具体化
 - ③ 保護者、関係機関と連携した「学校生活支援シート」の作成
 - ④ 保護者、校内関係者と連携した「連携型個別指導計画」の作成
 - ⑤ 全教職員の共通理解・校内研修の推進役
- 等

(6) 特別支援教育コーディネーター連絡会

特別支援教育コーディネーター連絡会は、各校の情報交換のほか、特別支援教育に関する研修を通し、教員の理解を深める機能を果たしています。

委員は、特別支援学級設置校の校長、各校の特別支援教育コーディネーター、教育委員会指導主事等となっており、年間2回開催されています。

特別支援教育コーディネーターに期待される役割

- ① 校内の関係者や関係機関との連絡調整
 - ② 保護者に対する相談窓口
 - ③ 通常の学級の児童・生徒への理解啓発
 - ④ 巡回相談員や専門委員会との連携
 - ⑤ 副籍に関する推進役
- 等

(7) 「学校生活支援シート」、「(連携型)個別指導計画」

「学校生活支援シート」(平成25年度に東京都教育委員会において、従来の「個別の教育支援計画」を名称変更したものは、特別な支援が必要な児童・生徒一人一人のニーズを把握し、長期的な視点で一貫した的確な指導と支援を行うことを目的として作成されるものです。作成に当たり、児童・生徒とその保護者を中心に、教育のみならず、医療、福祉、労働等の関係機関の密接な連携や協力を確保することが大切です。

また、「連携型個別指導計画」は、児童・生徒の実態に応じて適切な指導を行うため、特別支援教室及び通常の学級で連携して作成されるものであり、一人一人の指導目標、内容、方法を明確にし、きめ細かく指導するための計画です(特別支援学級では、「個別指導計画」を作成しています)。

特別支援学級又は特別支援教室だけでなく、通常の学級に在籍している児童・生徒を含めて、一貫した的確な指導と支援を実現するため、「学校生活支援シート」及び「(連携型)個別指導計画」を作成し、活用していく必要があります。

表3-13 「学校生活支援シート」作成人数の推移

種別	学校区別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別支援学級	小学校	52人	104人	107人	104人	102人
	中学校	87人	96人	77人	68人	80人
特別支援教室 ※1	小学校	161人	245人	263人	273人	237人
	中学校	15人	29人	30人	37人	44人
通常の学級 ※2	小学校	21人	140人	92人	82人	85人
	中学校	6人	3人	9人	1人	14人

表3-14 「個別指導計画」作成人数の推移

種別	学校区別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別支援学級	小学校	88人	104人	107人	104人	102人
	中学校	87人	75人	77人	68人	80人
通常の学級 ※2	小学校	26人	108人	54人	71人	33人
	中学校	1人	0人	0人	0人	0人

表3-15 「連携型個別指導計画」作成人数の推移

種別	学校区別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別支援教室 ※1	小学校	199人	219人	267人	294人	260人
	中学校	31人	46人	54人	55人	57人

※1 令和4年度以降、難聴・言語障害学級利用者含む。

※2 特別支援教室及び難聴・言語障害学級利用者含まず。

(8) 「就学支援シート」の活用

「就学支援シート」は、健康や人との関わり、様々な活動等において何らかの特別な指導や支援が必要となる児童について、適切な情報を小学校等へ引き継ぎ、円滑な学校生活が送れるようにすることを目的として、保護者と保育所・幼稚園等就学前機関、療育機関等が協力して作成し、就学する学校に引き継ぐものです。

平成23年度の試行実施を経て、平成24年度から本格実施しています。

就学時健康診断の御案内に同封し、対象となる全ての未就学児の保護者に対して周知を図っています。

表3-16 「就学支援シート」提出件数の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
74件	71件	75件	81件	36件

(9) 特別支援教育講演会の実施

特別支援教育講演会は、保護者に向けた特別支援教育に関する周知と理解の促進を目的とする講演会であるとともに、教員の理解を推進し、指導力の向上を図るため、特別支援教育に係る教員研修としても位置付けています。

(10) 副籍制度の実施

副籍制度は、都立特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する本市の児童及び生徒が、武蔵村山市立学校の小学校又は中学校に副次的な籍（副籍）を置いて、市立学校との直接的・間接的な交流をすることにより、その居住地域とのつながりの維持・継続を図っていくことを目的として、平成19年度から実施している制度です。

対象児童・生徒に学校だよりや学校行事の案内等を配布し、行事や学級活動等を通して、交流及び共同学習を行っています。

都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと副籍校（市内小・中学校）の特別支援教育コーディネーター等の連絡体制を強化し、副籍制度の充実を図っていく必要があります。

表3-17 副籍児童・生徒数の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
37人	31人	20人	18人	12人

(11) 交流及び共同学習の実施

本市では、特別支援学級設置校を中心に、特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を通して、全ての児童・生徒が関わり合い、学び合う教育を目指してきました。

文部科学省初等中等教育分科会・特別支援教育の在り方に関する特別委員会から、平成24年7月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」には、「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。」と記載されています。

個別の教育的ニーズのある児童・生徒の自立と社会参加を見据えて、小・中学校における交流及び共同学習を引き続き推進する必要があります。

3 第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画5年間の評価

令和3年3月策定の第五次計画における具体的な行動計画の達成状況について、以下のとおりまとめました。

取組目標を達成したものを「A」、概ね取組目標を達成したものを「B」、取組目標を達成しなかったものを「C」、取組目標を下回ったものを「D」、判定不可のものを「-」としています。

(1) 学校における行動計画

具体的な施策	事業名	評価
指針1：学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実		
(1) 都立特別支援学校と連携した教育の推進	都立特別支援学校と連携した教育	B
指針2：インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
(3) 交流及び共同学習の推進	交流及び共同学習	A
(4) 都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進	都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流	A
(7) 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進 (障害者スポーツ)	B
	障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進 (学校2020レガシー)	B
(8) 学校教育における「心のバリアフリー」の理解の促進	児童・生徒に対する「心のバリアフリー」に関する指導	A
(11) 人権教育の推進	人権尊重の精神を涵養 ^{かんよう} する取組の推進	A
	心の教育の充実	A
指針3：特別支援教育支援体制の整備・推進		
(12) 未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携	「就学支援シート」の活用	B
	「就学支援シート」の活用 実態把握調査・分析・周知	B
	「学校生活支援シート」の作成と活用	A
	「学校生活支援シート」の作成と活用 実態状況調査・分析・周知	A
	「個別指導計画」の作成と活用	B
	「個別指導計画」の作成と活用 実態状況調査・分析・周知	B
	保護者への説明の実施	A

具体的な施策	事業名	評価
指針４：特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上		
(15) 特別支援教育の視点を明確にした学校経営	学校経営方針への位置付け、推進状況の把握及び進行管理	B
(16) 特別支援教育校内体制の整備	特別支援教育校内委員会の校務分掌への位置付け	B
(17) 通常学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒への個別指導・支援の充実	通常の学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒等への指導・支援	A
	特別支援教室の運営	B
(18) 通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進	通常の学級及び特別支援学級における授業の改善	B
	特別支援学級「授業改善推進プラン」	A
指針５：児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進		
(22) 校内におけるICTの活用	校内におけるICTの活用	B
指針６：児童・生徒の安全確保に向けた防災教育の推進		
(23) 災害時における安全確保の推進	避難訓練の実施	A
	災害安全等についての計画的な指導	A

指針１（１）「都立特別支援学校と連携した教育の推進」では、都立特別支援学校教諭を特別支援教育連携協議会・特別支援教育専門員会の委員として委嘱し、多岐に亘って高い専門性を活かした連携を図ってきましたが、個別のケースについても有効的な対応策を投じていくために、都立羽村特別支援学校のセンター的機能の活用（巡回相談等）を進めながら、様々な指導や助言等、高い専門性を生かした連携を強化する必要があります。

指針３（１２）「未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携」では、「『就学支援シート』の活用」において、令和６年度に電子申請を導入したものの、保護者及び在籍園等で共有するための手間が電子データ化に伴い増えていること、また、電子データの送受信に伴う安全管理対策が必要なこと等から負担軽減につながらないことを考慮し、紙媒体での配布に戻しました。入学期の指導と支援の充実化を図り、引き続き、適切な運用に注力する必要があります。

また、「『個別指導計画』の作成と活用」においては、特別支援学級及び通級指導学級の児童・生徒について個別指導計画を作成し、定期的に指導目標等を保護者と共有して見直すなど、指導に活用することができました。一方で、通常の学級に在籍し、通級指導を利用していない配慮を要する児童・生徒について、校内委員会等で個別の対応を検討している場合には、支援につなげられるよう、新たに個別指導計画の作成を指導する必要があります。

(2) 教育委員会における行動計画

具体的な施策	事業名	評価
指針1：学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実		
(2) 特別支援教育関係会議等の推進	特別支援教育関係会議の実施	A
	巡回相談の実施	D
指針2：インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
(5) 副籍制度の充実による交流活動の推進	副籍制度の実施	D
	副籍制度連絡体制の強化	B
(6) 障害のある人との交流の推進	障害のある人との交流機会の創出 (手話通訳者養成講習会)	A
	障害のある人との交流機会の創出(交流)	A
(7) 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進 (障害者スポーツ)	B
	障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進 (学校2020レガシー)	B
(8) 学校教育における「心のバリアフリー」の理解の促進	教員への「心のバリアフリー」に関する理解の促進	A
(9) 心のバリアフリーに関する周知と理解の促進	心のバリアフリー啓発パンフレットの作成	B
(10) 特別支援教育に関する周知と理解の促進	特別支援教育講演会の開催	D
	特別支援教育啓発パンフレット等の作成	B
	ホームページや広報誌を活用した情報発信	B
(11) 人権教育の推進	人権尊重の精神 ^{かんよう} を涵養する取組の推進	A
	心の教育の充実	A
指針3：特別支援教育支援体制の整備・推進		
(13) 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	むさしむらやまマイファイルの活用 (障害者福祉の手引)	B
	むさしむらやまマイファイルの活用(配布)	B
指針4：特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上		
(19) 教育委員会における支援体制の継続	特別支援教室の運営【再掲】	B
	介助員・特別支援教育支援員の配置	B
	スクールカウンセラーの活用	A
	スクールソーシャルワーカーの活用	A
	特別支援学級緊急時通学タクシー事業の実施	B
(20) 教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成	特別支援教育に関する研修会の実施	A
	特別支援教育コーディネーター研修の実施	A

具体的な施策	事業名	評価
(20) 教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成	特別支援教育校内研修手引きの改定	B
	特別支援教育コーディネーター連絡会(仮称)の実施	B
指針5：児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進		
(21) 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置	中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置	A
	西部地区小学校における固定学級の設置	A
(22) 校内におけるICTの活用	校内におけるICTの活用	B
指針6：児童・生徒の安全確保に向けた防災教育の推進		
(23) 災害時における安全確保の推進	避難訓練の実施	A
	災害安全等についての計画的な指導	A

指針1(2)「特別支援教育関係会議等の推進」における「巡回相談の実施」では、学校派遣依頼に基づく派遣のほか、教育委員会が学校を選定の上、巡回相談を本格的に実施したものの、目標値に届かなかったため、巡回相談の重要性や効果を小・中学校に発信し、支援を必要とする子どもの早期発見・早期支援にかなげる必要があります。

指針2(5)「副籍制度の充実による交流活動の推進」では、学校行事の見学、給食や体育への参加、年間を通じての学校便りの送付、自己紹介カードの校内掲示を行うなど、幅広い交流に努めてきましたが、身体的又は精神的な負担を感じて副籍制度を希望しない児童・生徒及び保護者もいます。副籍交流を希望する児童・生徒及び保護者については、副籍交流が計画的に実施できるよう努める必要があります。また、小・中学校の特別支援教育コーディネーターで構成する連絡会に副籍児童・生徒が在籍する都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを招請するなど、副籍制度に関する情報共有に努め、連絡体制の強化を図る必要があります。

(10)「特別支援教育に関する周知と理解の促進」では、特別支援教育講演会を開催してきましたが、児童・生徒の保護者等の参加者が少ないことから、特別支援教育へ関心を寄せてもらうため、参加申込方法の周知や講演会の開催方法等を検討する必要があります。

指針4(19)「教育委員会における支援体制の継続」では、介助員・特別支援教育支援員の配置を行ったものの、介助員・特別支援教育支援員の配置による問題解決や負担軽減につながらないケースもあるため、人員の配置に伴う状況の悪化が起こらぬよう、児童・生徒一人一人の障害等の実態に応じて、配置の要否等を慎重に判断する必要があります。

(3) その他部局における行動計画

① 健康福祉部

具体的な施策	事業名	評価
指針2：インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
(6) 障害のある人との交流の推進	障害のある人との交流機会の創出 (手話通訳者養成講習会)	A
	障害のある人との交流機会の創出(交流)	A
指針3：特別支援教育支援体制の整備・推進		
(13) 教育・福祉・家庭の連携による 支援体制の推進	むさしむらやまマイファイルの活用 (障害者福祉の手引)	B
	むさしむらやまマイファイルの活用(配布)	B
	教員への福祉制度の周知(講演会)	A
	教員への福祉制度の周知 (特別支援教育コーディネーター連絡会)	B

健康福祉部では、障害のある人との交流の推進として手話通訳者養成講習会を実施しましたが、参加希望者のニーズに応えられるようにオンライン形式での参加や社会人が参加しやすい時間帯の実施などを検討し、交流機会を促進する必要があります。

② 子ども家庭部

具体的な施策	事業名	評価
指針3：特別支援教育支援体制の整備・推進		
(13) 教育・福祉・家庭の連携による 支援体制の推進	むさしむらやまマイファイルの活用 (障害者福祉の手引)	—
	むさしむらやまマイファイルの活用(配布)	—
	要保護児童対策地域協議会等の活用による関係 部局の連携	B
	相談窓口の一元化と保護者への分かりやすい情 報提供	B
	保護者同士の交流や専門家による相談の実施	B
(14) 乳幼児期における支援体制の推 進	乳幼児健康診査の実施	B
	保育所等巡回指導・相談事業の推進	B

子ども家庭部では、乳幼児期における支援体制の推進で保育所等巡回指導・相談事業を行っており、近年、保育困難児数が急増し、巡回指導・相談員の役割も増えています。そのため、保育困難児の把握に努め、該当園児の発達障害の支援として補助金を支給し、保育士の加配を行う必要があります。

(4) 学校及び教育部における数値目標

※重要業績評価指標（KPI）の進捗状況

◎：目標値達成

○：令和元年度現況値を上回っている

△：令和元年度現況値から横ばい

×：令和元年度現況値を下回っている

－：数値が判明していない

☆：適切な就学・通級先へつながった結果、目標値を下回ったと予想される

◆数値目標（学校）

第五次：令和元年度実績 現状値：令和6年度実績

指標	第五次	目標	現状値	(KPI) 進捗状況
「就学支援シート」の提出率	15.8%	6.5%	6.4%	×
「就学支援シート」をもとに、「学校生活支援シート」を作成している児童の割合	4.1%	100%	50.6%	○
「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数（特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室）	98.7%	100%	100%	◎
「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数（通常学級）	3.7%	6.5%	1.9%	×
通常の学級に在籍している小・中学生のうち、「個別指導計画」を作成して、個別の指導や支援を行っている児童・生徒数	4.2%	6.5%	6.5%	◎

学校における数値目標では、『「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数（特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室）』が達成となりました。

また、『「就学支援シート」をもとに、「学校生活支援シート」を作成している児童の割合』、『通常の学級に在籍している小・中学生のうち、「個別指導計画」を作成して、個別の指導や支援を行っている児童・生徒数』が未達成となったものの、令和元年度の現況値を上回りました。

一方で、『「就学支援シート」の提出率』、『「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数（通常学級）』が未達成となり、令和元年度の現況値を下回りました。しかし、『「就学支援シート」の提出率』等数値目標よりも、就学後における活用により、支援につながっているか、具体的な活用方法等について調査し、促進することが重要であると考えます。

◆数値目標（教育部）

第五次：令和元年度実績 現状値：令和6年度実績

指標	第五次	目標	現状値	(KPI) 進捗状況
巡回相談の実施回数（※1）	14回	40回	13回	×
特別支援教育講演会への参加者数（※1）	111人	120人	52人	×
副籍制度を活用する児童・生徒の割合（市内在住及び特別支援学校在籍児童・生徒）（※2）	68%	70%	21.4%	×
市立小・中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置校数（※3）	2校	4校	3校	○

※1…第四次計画の目標値を継続

※2…令和元年度の目標値を継続

（令和元年度副籍制度活用者数39名÷令和元年度市内在住及び特別支援学校在籍児童・生徒数57名＝68%≒70%）

（令和6年度副籍制度活用者数56名÷令和6年度市内在住及び特別支援学校在籍児童・生徒数12名＝21.4%）

※3…目標値内訳

第一小学校・雷塚小学校 自閉症・情緒障害特別支援学級既設 計2校（当初）

村山学園第二中学校 自閉症・情緒障害特別支援学級開設 計3校（令和5年度）

教育部における数値目標では、『巡回相談の実施回数』、『特別支援教育講演会への参加者数』、『副籍制度を活用する児童・生徒の割合（市内在住及び特別支援学校在籍児童・生徒）』が未達成となり、令和元年度の現況値を下回りました。また、『副籍制度を活用する児童・生徒の割合（市内在住及び特別支援学校在籍児童・生徒）』は、身体的又は精神的な負担を感じて副籍制度を希望しない児童・生徒及び保護者もいること等が考えられます。

一方で、令和7年度に西部地区の第十小学校に知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級を開設し、『市立小・中学校における自閉症・情緒障害学級の設置校数』の目標値である計4校を達成し、整備・充実を図ることができました。

第4章 武蔵村山市特別支援教育推進における具体的な施策

1 施策の体系

理念	指針	具体的な施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">共生社会の実現</p> <p>● ● ● 幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長する 社会的自立を促進する 学校・家庭・地域及び関係機関の連携</p>	<p>指針1 特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援教育の視点を明確にした学校経営 (2) 特別支援教育校内体制の整備 (3) 通常の学級に在籍する発達等課題のある児童・生徒の指導と支援の充実 (4) 通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進 (5) 教育委員会における支援体制の継続 (6) 教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成
	<p>指針2 特別支援教育支援体制の整備・推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (7) 未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携 (8) 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進 (9) 乳幼児期における支援体制の推進
	<p>指針3 学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> (10) 都立特別支援学校と連携した教育の推進 (11) 特別支援教育関係会議等の推進
	<p>指針4 児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (12) 校内におけるICTの活用 (13) 医療的ケア児への支援
	<p>指針5 インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> (14) 交流及び共同学習の推進 (15) 都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進 (16) 副籍制度の充実による交流活動の推進 (17) 障害のある人との交流の推進 (18) 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進 (19) 「心のバリアフリー」に関する周知及び理解の促進 (20) 特別支援教育に関する周知と理解の促進 (21) 人権を尊重する教育の推進

2 特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画

重点事業

改善・定着化を図る必要がある事業については、重点事業としての位置付けを表す「重点事業」のアイコンを配置しています。

指針1 特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上

(1) 特別支援教育の視点を明確にした学校経営

1-1 学校経営方針への位置付け、推進状況の把握及び進行管理

学校

小・中学校が示す学校経営方針や教育課程に自校の特別支援教育の考え方や方針を明確に位置付け、「学校生活支援シート」や「(連携型)個別指導計画」等の作成状況を確認し、特別支援教育に係る授業改善を推進する必要があります。

教育委員会による特別支援教育の位置付けに関する指導や助言を行い、国や都の動向を確認しながら、インクルーシブ教育や合理的配慮の実践も含め、教職員の特別支援教育に対する理解を深め、児童・生徒や保護者が特別支援教育の意義と必要性を理解できるよう、様々な機会における意識啓発を継続的に図ります。

(2) 特別支援教育校内体制の整備

2-1 特別支援教育校内委員会

学校

重点事業

特別支援教育の支援体制を確立・整備するに当たり、特別支援教育校内委員会を全校に設置し、校務分掌に位置付けています。個別の教育支援を必要とする児童・生徒の早期発見・早期支援を実現するため、特別支援教育コーディネーターを中心として、校内全体で情報共有・連携体制を強化する必要があります。校内委員会に期待される役割が大きいいため、委員会機能の充実化を図ります。

(3) 通常の学級に在籍する発達等課題のある児童・生徒の指導と支援の充実

3-1 特別支援教室の運営

学校

令和2年度までに全小・中学校に「特別支援教室」を設置したことにより、学級担任と巡回指導教員の連携が強化され、児童・生徒の状況に応じたきめ細やかな教育等必要な支援を自校で受けられるようになりました。

また、令和4年度から対象児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、在籍学級で学校生活を送れるようになることを目的とし、東京都教育委員会の「特別支援教室の運営ガイドライン」に沿って運営しております。

3-2 通常の学級に在籍する発達等課題のある児童・生徒の指導と支援

個別の教育的指導と支援を必要とする通常の学級に在籍する児童・生徒に対し、保護者の理解を十分に得ながら、場面と支援内容を工夫の上、学校生活支援シートや個別指導計画を作成します。

特別支援教室における個別指導と支援を児童・生徒の実態に応じて実行できるようにするため、巡回指導教員等と引き続き連携を図ります。

(4) 通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進

4-1 通常の学級及び特別支援学級における授業の改善

一人一人の児童・生徒が、日々の授業を通じて、「できた」、「分かった」、「もっとやりたい」等、達成感や自己有用感を持てるようにすることが、最も重要な視点です。教員が授業を改善することにより、これまでの一斉指導で十分に能力を発揮できなかった発達等の課題がある児童・生徒が集中して学習に取り組み、学力の定着化を実現することができるようになる例もあると考えられます。

児童・生徒の実態を踏まえて、通常の学級における授業において、分かりやすい指示や発問、理解を促す板書の在り方、視覚を重視した教材の提示等、特別支援教育の視点を取り入れて、引き続き改善及び工夫を図ります。

4-2 特別支援学級における仮説検証研究

特別支援学級において、令和3年度から「授業改善推進プラン」を作成し、児童・生徒に適した授業の改善を図ってきました。しかし、在籍者数の増加や学級数の増加により、様々な児童・生徒が在籍する学級の中では、児童・生徒の個々の障害や特性に合わせた指導を行う必要があります。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の課題把握・改善を進めるため、特定の児童・生徒について、指導主事等が定期的にその状況を確認し、教員に指導や助言を行いながら一緒に課題解決を図れるよう、仮説検証研究に取り組みます。

(5) 教育委員会における支援体制の継続

5-1 介助員・特別支援教育支援員の配置

特別支援学級における介助員や特別な教育的支援を必要とする障害のある児童・生徒における特別支援教育支援員を配置の上、介助員や特別支援教育支援員の研修機会を確保します。

児童・生徒一人一人の様々な障害等による学習上・生活上の困難を軽減できる適切な支援の推進、教員との連絡体制の強化及び支援の充実化を図ります。

5-2 特別支援学級緊急時通学タクシー事業の実施

教育部

小学校の特別支援学級に在籍する児童の登校時又は下校時に日常的に送迎する保護者等が緊急の事由により、登校時の付添いが困難となった際、市の協力事業所のタクシーを利用する場合、市が利用料金の一部を助成することができます。

対象児童の保護者等へ制度を周知し、希望する保護者の緊急時における児童の通学支援に努めます。

(6) 教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成

6-1 特別支援教育に関する研修会の実施

教育部

小・中学校の教職員に対して、校内委員会の運営等基礎的な内容から授業改善、インクルーシブ教育等、専門的な内容まで、幅広く視野に入れて検討された特別支援教育に関する研修を効果的かつ計画的に実施する必要があります。

校長会が主催する小・中教育研究会における講師の指導のほか、若手教員を対象とする初任者研修における特別支援教育関連の研修を年1回以上実施し、教員の専門性の向上に努めます。

6-2 特別支援教育コーディネーター連絡会の実施

教育部

令和3年度より、専門性の向上を図るため、従来の特別支援教育推進委員会を「特別支援教育コーディネーター連絡会」に移行しました。情報共有・連携体制を強化するため、特別支援教育コーディネーター連絡会を通して専門性の向上を図り、事例検討等内容の充実に努めます。

(7) 未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携

7-1 就学支援シートの活用

学校

重点事業

「就学支援シート」は、保護者と保育所・幼稚園・療育機関等が協力して作成し、適切な就学支援に必要な情報を就学する学校に引き継ぐものです。就学予定児童の就学時健康診断の案内発送時に保護者全員に配布し、市公式ホームページ等を通じて広く発信しております。

令和4年度以降、保護者・関係機関の負担軽減及び学校での効果的な活用を目的として、関係機関及び各小学校に対してアンケート調査を実施し、アンケート結果から実態把握・分析を行い、調査結果を学校に周知するとともに、就学予定児童の就学支援シートの改訂を行っております。引き続き就学支援シートを活用し、入学期の適切な指導と支援につなげられるよう充実化を図ります。

7-2 学校生活支援シートの作成と活用

学校

学齢期を通じて一貫した支援を行うため、学校生活支援シートを作成します。学校での学習上・生活上の配慮を要する児童・生徒の様子及び指導状況の記録、定期的な保護者との情報共有等を行い、切れ目のない支援の充実化を図ります。

7-3 連携型個別指導計画の作成と活用

学校

重点事業

特別支援教室と通常の学級で連携して連携型個別指導計画を作成することで、障害の実態や発達段階に応じた指導目標等を保護者と定期的に共有し、一人一人のニーズにあったきめ細やかな指導につなげます。

7-4 保護者への説明の実施

学校

支援が必要な児童・生徒への適切な支援につなげるため、入学時保護者説明会での配慮や支援についての相談や入学前の学校見学を引き続き実施し、特別支援教室の利用等の周知を行い、特別支援教育に対する保護者の理解を促進します。

(8) 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進

8-1 むさしむらやまマイファイルの活用

健康福祉部 教育部

障害のある人が乳幼児期、学齢期、成人期に渡って、相談機関や医療機関での記録や成育歴等の情報を集約するむさしむらやまマイファイルを活用することで、就学時や就労時に支援やサービスを円滑に受けられるようにしています。

市公式ホームページや「障害者福祉の手引」に掲載し、交付希望者に活用方法等の説明を行う等制度の周知を継続し、特別支援学校又は特別支援学級に就学又は転学する児童・生徒の保護者に学校を通じて配布し、活用を促進します。

子ども家庭部

8-2 要保護児童対策地域協議会の活用による関係部局との連携

課題を抱えた要保護児童等に対し、適切な指導及び支援を目的として、各関係機関又は関係部局の間で必要な連携を強化するため、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との連携を図ります。

8-3 福祉制度の周知

健康福祉部 教育部

児童・生徒・教職員に対する障害者差別解消及び虐待防止への理解を深めるため、小・中学校での講演会や中学校の要請に基づいた障害者制度に関する出前講座を実施しました。また、特別支援教育コーディネーター連絡会では、様々な支援の方策及び関係機関へつなぐ方法等を指導しています。

放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子どもに係る福祉制度について、教員研修会等を活用し、福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を設けるなど、教員に対する障害のある子どもに係る福祉制度を引き続き周知します。

子ども家庭部

8-4 子ども家庭センターにおける総合的な相談支援と分かりやすい情報提供

児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援並びに母子、乳児、幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とし、保健、医療、福祉、教育分野の各関係機関と連携して、子ども及びその家庭、妊産婦に対し、総合相談、子ども及び家庭の支援に係るサービスの利用援助及び調整その他の事業を行う「子ども家庭センター」が令和6年度に開設されました。全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として子ども家庭センターが対応し、分かりやすい情報提供のほか、支援サービス等の利用援助や調整に努めます。

8-5 遊び場の提供や子育てに関する相談等の実施

子ども家庭部

子育てひろば事業に加え、「子どもカフェ事業」と児童館事業の「親子ひろば事業」を統合し、「健やかひろば事業」及び「健やかひろば事業（理学療法）」を令和6年度から開始しました。市内児童館や地区会館等を活用した乳幼児及びその保護者が気楽に集い、交流を図る場や安心安全な遊び場を提供します。

また、子育てに関する相談や情報提供のほか、理学療法による乳幼児に対する発達支援の提供を行うことで、保護者の子育てに対する不安感や負担感の緩和を図ります。

(9) 乳幼児期における支援体制の推進

9-1 乳幼児健康診査の実施

子ども家庭部

学齢期において、児童・生徒が安心して学校に通えるようにするためには、関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業までのライフステージに応じた切れ目のない支援を推進する必要があります。

3～4か月児、1歳6か月児、2歳児（歯科）及び3歳児について乳幼児健康診査を実施し、疾病や発達の遅れを早期に発見し、適切な支援につなげます。

9-2 保育所等巡回指導・相談事業の推進

子ども家庭部

「就学支援シート」を活用した関係機関との連携や切れ目のない支援を実施するほか、保育所等に在籍する発達障害を有すると思われる児童等の保育・教育を支援するため、相談員が各施設での児童の状況等を観察し、具体的な指導方針等について専門的見地から行ってきた助言や相談を行い、障害に対する保護者の理解促進に努めます。

指針3 学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実

(10) 都立特別支援学校と連携した教育の推進

10-1 都立特別支援学校と連携した教育

学校

特別支援学級における教育内容の充実を図るため、センター校である都立羽村特別支援学校から様々な指導や助言をいただき、授業改善を推進しました。

特別支援学級や通常の学級に在籍する児童・生徒に対するアセスメント、教員への助言、保護者への対応等、多岐にわたり専門性の高い連携を図っています。

多様化する児童・生徒の発達の課題等に対応するため、小・中学校、教育委員会と都立特別支援学校との連携による一貫性のある支援体制を継続します。

また、都立羽村特別支援学校のセンター的機能の活用（巡回相談等）も視野に入れ、各個別ケースに合う有効的な対応を検討します。

(11) 特別支援教育関係会議等の推進

11-1 特別支援教育関係会議の実施

教育部

平成25年度から特別支援教育関係会議（連携協議会、専門委員会、就学支援委員会、入級支援委員会）に係る窓口を一本化し、一体的な会議運営を実施しています。

計画事業の推進に当たり、連携協議会において事業の進捗状況を報告し、各関係機関からの要望内容について検討します。

11-2 巡回相談の実施

教育部

重点事業

これまで学識経験者、医師、臨床心理士、特別支援教育コーディネーター、市立学校教諭、就学相談員等で構成された巡回相談を学校からの依頼を受けた場合や教育委員会の選定による学校で実施し、特別な教育支援が必要な児童・生徒の指導内容や方法及び児童・生徒一人一人に応じた支援体制の在り方等について、教員等に適切な助言を行ってきました。

巡回相談員として委嘱する学識経験者等の人材確保に努め、小・中学校の巡回頻度を増やし、より効果的な改善につなげられる巡回相談を目指し、支援が必要な児童の早期発見・早期支援に資することができるよう、巡回相談の実施体制等について検討します。

指針4 児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進

(12) 校内におけるICTの活用

12-1 校内におけるICTの活用

教育部 学校

他の子どもたちとの学習が困難、発達障害、特異な才能等がある多様な子どもたちを誰一人残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を確実に育成できるICT環境を実現するため、令和2年度に一人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備しました。

ICT機器の効果的な利活用により、特別支援学級、特別支援教室及び通常の学級において、よりわかる授業、個別最適化された学びを提供し、児童・生徒の学習課題への興味・関心を高め、より深い学習内容の理解を促します。

学習の困難さに応じた指導や有効的な活用事例等の取組について、小・中学校で共有することにより、きめ細やかな指導と支援の充実につなげます。

また、視覚障害、発達障害等により、紙媒体の教科書を使用して学習することが困難な児童・生徒に対して、一人1台端末の効果的な活用を推進します。

(13) 医療的ケア児への支援

13-1 医療的ケア児への支援

教育部

新規

重点事業

医療的ケア児の健やかな成長とその家族の離職の防止に資することを目的として、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（通称：医療的ケア児支援法）が施行されました。

日常生活に医療的ケアを必要とする子どもの受入体制を検討するための協議の場を設け、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図ります。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
検討準備	検討	検討	実施体制 制度設計	翌年度分 予算要求

(14) 交流及び共同学習の推進

14-1 交流及び共同学習

学校

小・中学校は、児童・生徒一人一人の指導と支援に必要な「合理的配慮」の視点に立ち、学校生活（朝の会、帰りの会、休み時間、給食時間、係や当番活動等）、学習及び学校行事の諸場面ごとに、どのような工夫により交流及び共同学習が可能となるのか、十分に検討することが大切です。

通常の学級と特別支援学級の双方の教育課程に交流及び共同学習を位置付け、個別指導計画に事前・事後の指導や支援の在り方を含め、児童・生徒一人一人の実態に応じた交流及び共同学習の在り方を明記する必要があります。

交流及び共同学習が成立するための環境の整備として、交流学級に常時特別支援学級に在籍する児童・生徒の机、椅子、ロッカー等を配置すること、同学級の児童・生徒名も含めた学級名簿を準備すること等により、同学級の児童・生徒の所属感や自己有用感を高める工夫が大切です。

交流及び共同学習を推進するに当たり、特別支援学級及び通常の学級担任はもとより、学校組織全体で適切に役割を分担しながら、児童・生徒の指導と支援が適切に行われるよう、引き続き配慮しながら実施し、特別支援学級設置校内における交流及び共同学習を推進します。

(15) 都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進

15-1 都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流

学校

特別支援学級に在籍する児童・生徒及び都立村山特別支援学校の児童・生徒の作品を「伸びゆく子供展」として市役所本庁舎ロビーで開催後、市内小・中学校において巡回展示を行い、作品を通じた交流の場となっていました。令和6年度からは、「市内小・中学校図工・美術展」において通常の学級の児童・生徒作品と一緒に展示を行っております。

小・中学校の学校行事等における特別支援学校との交流プログラム等特別支援学校の児童・生徒と市内小・中学校の児童・生徒との交流は、大切な取組です。

多様な学びの場としての児童・生徒間の交流を引き続き推進します。

(16) 副籍制度の充実による交流活動の推進

16-1 副籍制度の実施

教育部

都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的・間接的な交流を通じて居住する地域とのつながりを維持・継続するため、副籍制度があります。

居住する地域の中で、児童・生徒の相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながる等が期待されております。

負担を感じて副籍制度を希望しない児童・生徒及び保護者もいるため、希望者数や実施件数の増加を目標とせず、就学相談過程で就学相談員から副籍制度について保護者に周知し、希望する児童・生徒及び保護者、都立特別支援学校及び地域指定校の計画に沿う副籍交流を実施することが大切です。

(17) 障害のある人との交流の推進

17-1 障害のある人との交流機会の創出

教育部

健康福祉部

学校卒業後における障害のある人の学びの一環として、地域の小・中学校等における児童・生徒等との交流を促すことは、児童・生徒等にとって「心のバリアフリー」を学ぶ機会となるだけでなく、障害のある人にとっても、地域とつながりを持ち、社会に参加する大切な機会となります。

手話通訳者養成講習会を実施し、障害のある人との交流づくりに取り組んできました。

社会人でも参加しやすい時間帯の実施やオンラインツールの活用等により、広い交流機会を促進し、引き続き、学校行事等での交流を図ります。

(18) 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進

18-1 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進

教育部

学校

障害のある児童・生徒の健やかな身体と心を育み、積極的に他者と関わり、自立と社会参加に向けた素養を涵養し、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がスポーツを通じて互いに理解を深められるよう、障害者スポーツの普及を図ることが重要です。

オリンピック・パラリンピック教育で重点的に育成してきたボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚等の醸成を「学校2020レガシー」として展開し、障害者スポーツを通じた障害者理解教育を推進します。

(19) 「心のバリアフリー」に関する周知及び理解の促進

学校

19-1 児童・生徒及び教員に対する「心のバリアフリー」に関する指導

特別支援教室の巡回指導教員により、各学級で児童・生徒へ特別支援教室等の理解教育を行い、「心のバリアフリー」を促進させてきたため、全ての児童・生徒に対して「心のバリアフリー」に関する指導を推進します。

また、人権教育推進委員会における障害者差別防止等人権課題について指導を徹底するよう教員に周知し、教員の「心のバリアフリー」の理解を促進します。

(20) 特別支援教育に関する周知と理解の促進

20-1 特別支援教育講演会の開催

教育部

重点事業

共生社会の実現に向け、障害を理解するため、市民向けの講演会を実施しております。特別支援教育を知ってもらう機会となり、広い普及啓発につながるような講演会の配信を行う等参加申込方法の周知や講演方法等について検討します。

20-2 特別支援教育の理解啓発

教育部

発達障害に対する保護者の理解を深めるため、保護者アプリ等を活用して東京都の特別支援教育に関するパンフレット等を配信し、定期的な周知を図ります。

(21) 人権を尊重する教育の推進

21-1 人権尊重の精神を^{かんよう}涵養する取組の推進

教育部

学校

心のバリアフリーや特別支援教育に関する周知と理解の促進を図り、人権意識の高揚や道徳教育を推進していく必要があります。

人権教育推進委員会の開催、小・中学校の人権委員へ人権課題の周知、伝達講習等を実施し、引き続き人権を尊重する教育を推進します。

21-2 心の教育の充実

教育部

学校

児童会・生徒会が中心となり、児童・生徒自らがいじめを根絶していくための自治的活動を小・中学校で取り組んできました。

若手教員育成研修等を機会として、児童・生徒に対する人権を尊重する教育が行われるよう東京都教育委員会作成のリーフレット等を活用の上、教職員の人権意識の醸成及び周知を継続し、心の教育の充実化を図ります。

3 所管別行動計画

(1) 学校における行動計画

具体的な施策	事業名	方向
指針1：特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上		
(1) 特別支援教育の視点を明確にした学校経営	1-1 学校経営方針への位置付け、推進状況の把握及び進行管理	継続
(2) 特別支援教育校内体制の整備	2-1 特別支援教育校内委員会（重点）	拡充
(3) 通常の学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒への個別指導と支援の充実	3-1 特別支援教室の運営	継続
	3-2 通常の学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒への指導と支援	継続
(4) 通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進	4-1 通常の学級及び特別支援学級における授業の改善	継続
	4-2 特別支援学級における仮説検証研究	継続
指針2：特別支援教育支援体制の整備・推進		
(7) 未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携	7-1 就学支援シートの活用（重点）	拡充
	7-2 学校生活支援シートの作成と活用	継続
	7-3 連携型個別指導計画の作成と活用（重点）	拡充
	7-4 保護者への説明の実施	継続
指針3：学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実		
(10) 都立特別支援学校と連携した教育の推進	10-1 都立特別支援学校と連携した教育	継続
指針4：児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進		
(12) 校内におけるICTの活用	12-1 校内におけるICTの活用	継続
指針5：インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
(14) 交流及び共同学習の推進	14-1 交流及び共同学習	継続
(15) 都立特別支援学校・学級の児童・生徒間の交流の促進	15-1 都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進	継続
(18) 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	18-1 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	継続
(19) 「心のバリアフリー」に関する周知及び理解の促進	19-1 児童・生徒に対する「心のバリアフリー」に関する指導	継続
(21) 人権を尊重する教育の推進	21-1 人権尊重の精神を涵養する取組の推進	継続
	21-2 心の教育の充実	継続

(2) 教育部における行動計画

具体的な施策	事業名	方向
指針1：特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上		
(5) 教育委員会における支援体制の継続	5-1 介助員・特別支援教育支援員の配置	継続
	5-2 特別支援学級緊急時通学タクシー事業の実施	継続
(6) 教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成	6-1 特別支援教育に関する研修会の実施	継続
	6-2 特別支援教育コーディネーター連絡会の実施	継続
指針2：特別支援教育支援体制の整備・推進		
(8) 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	8-1 むさしむらやまマイファイルの活用	継続
	8-3 教員への福祉制度の周知	継続
指針3：学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実		
(11) 特別支援教育関係会議等の推進	11-1 特別支援教育関係会議の実施	継続
	11-2 巡回相談の実施(重点)	拡充
指針4：児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進		
(12) 校内におけるICTの活用	12-1 校内におけるICTの活用	継続
(13) 医療的ケア児への支援	13-1 医療的ケア児への支援(重点)	新規
指針5：インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
(16) 副籍制度の充実による交流活動の推進	16-1 副籍制度の実施	継続
(17) 障害のある人との交流の推進	17-1 障害のある人との交流機会の創出	継続
(18) 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	18-1 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	継続
(20) 特別支援教育に関する周知と理解の促進	20-1 特別支援教育講演会の開催(重点)	拡充
	20-2 特別支援教育の理解啓発	継続
(21) 人権を尊重する教育の推進	21-1 人権尊重の精神を涵養する取組の推進	継続
	21-2 心の教育の充実	継続

(3) その他部局における行動計画

① 健康福祉部

具体的な施策	事業名	方向
指針2：特別支援教育支援体制の整備・推進		
(8) 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	8-1 むさしむらやまマイファイルの活用	継続
	8-3 福祉制度の周知	継続
指針5：インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
(17) 障害のある人との交流の推進	17-1 障害のある人との交流機会の創出	継続

② 子ども家庭部

具体的な施策	事業名	方向
指針2：特別支援教育支援体制の整備・推進		
(8) 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	8-2 要保護児童対策地域協議会の活用による関係部局との連携	継続
	8-4 子ども家庭センターにおける総合的な相談支援と分かりやすい情報提供	継続
	8-5 遊び場の提供や子育てに関する相談等の実施	継続
(9) 乳幼児期における支援体制の推進	9-1 乳幼児健康診査の実施	継続
	9-2 保育所等巡回指導・相談事業の推進	継続

第5章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たり、市民、学校、関係部局及び関係機関と連携し、本計画に掲げる施策に取り組みます。

2 計画の点検・評価

本計画の実行性を高めた着実な展開に向けて、P D C Aサイクルの適切な運用に基づき、それぞれの事業の進捗状況について年度ごとに調査し、その結果を「特別支援教育連携協議会」に報告の上、調査結果を踏まえた更なる推進方策等について協議及び検討を行います。

また、進捗状況の調査結果を本市公式ホームページにより公表します。

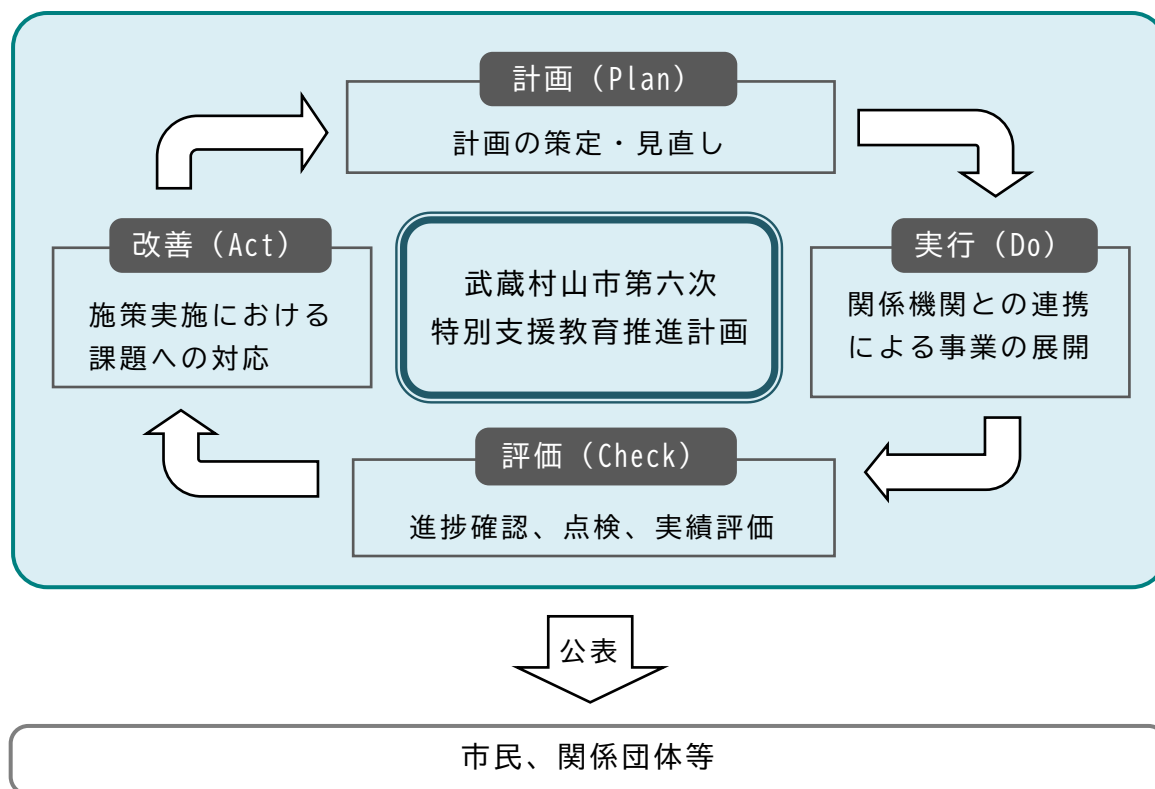


図5-1 計画の点検・評価フォローアップ体制

武蔵村山市特別支援教育推進計画
～資料編～

資料編

- 1 武蔵村山市就学相談の一般的な流れ
- 2 就学支援シートの御案内
- 3 特別支援教室リーフレット
- 4 副籍制度リーフレット
- 5 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱
- 6 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会委員名簿
- 7 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会検討経過
- 8 都立特別支援学校一覧
- 9 用語解説

1 武蔵村山市就学相談の一般的な流れ

就学・転学相談の流れ

1. 保護者からの電話申込み

- ◎基本情報をお聞きした後、相談日時の予約をしていただきます。
- ◎教育相談室 ☎042-590-1470 又は 042-590-1254（直通）
武蔵村山市学園4-5-1 武蔵村山市民総合センター3階（教育センター）

2. 就学相談員による就学相談の実施

- ◎教育相談室に入室していただき、お子さまの様子や就学・転学先の希望等保護者の意向等について面接を実施します。
- ◎就学支援ファイルを作成します。

- ▶就学相談票（保護者記入）▶面接票（相談員記入）
- ▶児童・生徒実態把握票（保育士・担任教諭等）
- ▶医師の診察記録（医師）▶発達検査（心理士）

3. 特別支援学級等の見学・体験入級

- ◎市立小・中学校特別支援学級や都立特別支援学校の見学・体験ができます。
- ◎見学・体験については基本的に就学相談員を介して設定します。

4. 就学支援委員会（行動観察、医師診察）親子で出席

◎行動観察

- お子さまの活動の様子を見させていただきます。
- ▶集団での行動観察を行います。
- ▶個別での行動観察を行います。

◎医師診察

- ▶医師がお子さまと保護者からお話を伺います。

5. 就学支援委員会（審議）

- ◎学識経験者である委員長のもと、医学、心理学、教育学の専門家において審議を行い、適切な就学について判断をいたします。

6. 就学・転学相談結果のお知らせ（送付）

- ◎委員会実施後、2週間以内に教育指導課より文書で通知します。
- ◎審議結果と保護者の希望が異なる場合は、就学先について再度検討いただくことになります。その後、御意向の確認のため、教育委員会への協議依頼書に就学希望先等を御記入の上、提出していただきます。

7. 就学先決定通知（送付）

- ◎教育総務課より文書で通知します。
- ◎都立特別支援学校へ就学する場合は、東京都との就学相談が終了した後に送付されます。

8. 就学支援ファイルの引継ぎ

- ◎就学先が決定したら、就学支援ファイルを就学先の学校へ引き継ぎます。
- ◎都立特別支援学校を御希望の場合は、東京都の就学相談へ引き継ぎます。

2 就学支援シートの御案内

保護者のみなさまへ

～就学支援シートについて～



就学支援シートは、保護者の方と保育園・幼稚園・療育機関等が協力して作成し、就学先の学校に引き継ぐものです。

健康面や人との関わり、様々な活動等において、何らかの特別な指導や支援が必要なお子さんに関する情報を小学校へ引き継ぎ、円滑な学校生活が送れるようにすることを目的としています。

学校では、就学支援シートの情報をもとに必要であると判断した場合、保護者の方との面談や保育園・幼稚園等とのヒアリング等を行います。

『提出しようか、迷う…』と感じたら、チェックしてみましょう。

〔生活の場面〕	<input type="checkbox"/> 着替えや食事の順番にこだわりがある。 <input type="checkbox"/> 指示しても物を片付けられない。 <input type="checkbox"/> 手足をそわそわ動かしたり、椅子の上でもじもじしたり、じっとしてられない。 <input type="checkbox"/> 文字や数字や形など正しく写すことが難しい。 <input type="checkbox"/> ちょっとしたささいなことで怒り出したり、すぐに泣き出す。 <input type="checkbox"/> 一つのことにとこだわって、切り替えが難しい。
〔遊びの場面〕	<input type="checkbox"/> 一つの遊びが続かない。 <input type="checkbox"/> 友だちと複数で遊ぶことを嫌がる。 <input type="checkbox"/> 決まっているルールに従って遊ぶことが苦手である。 <input type="checkbox"/> 遊びやゲームの勝ち負けにこだわる。
〔会話の場面〕	<input type="checkbox"/> しゃべってはいけないところで、おしゃべりをやめられない。 <input type="checkbox"/> 会話をしている相手と目が合わないことがよくある。 <input type="checkbox"/> 人の話を聞いていないように見える。 <input type="checkbox"/> 自分の意見や経験したことを相手に伝えることが難しい。 <input type="checkbox"/> 発音がはっきりしない。

該当する項目が気になる場合は、保育園・幼稚園等の先生に御相談の上、就学支援シートの作成を御検討ください。

就学支援シートの記入に当たって



- 1 就学支援シートは、活用を希望する保護者自身が作成し、提出するものです。
- 2 様式の全ての欄を記入しなくても大丈夫です。「お子さんへのより適切な指導や支援に役立つ」ポイントを教えてください。

就学支援シート作成の流れ

1	<p>就学支援シートの作成を希望する場合は、<u>在籍する保育園・幼稚園等に御相談</u>ください。</p>
2	<p>作成する場合は、次の①又は②の方法により、就学支援シートの【<u>保護者記入用①・②</u>】を作成してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①就学時健康診断の御案内に同封されている「就学支援シート」用紙に直接ボールペンで記入 ②電子データ（Excel）をダウンロード後、PC等で入力し、<u>A4用紙に両面印刷</u></p> </div> <p>[データの掲載場所] 武蔵村山市公式ホームページ（くらし>教育（教育委員会）>特別支援教育>就学支援シート） ※ ページ番号1000879で検索すると、すぐに表示されます。</p> <p>作成後、在籍する保育園・幼稚園等に<u>11月末まで</u>に御提出ください。</p>
3	<p>在籍園等で、お子さんに対するこれまでの指導・支援の内容及び配慮等を【<u>在籍園記入用①・②</u>】に記入します（2の①又は②の方法による。）。<u>1月中旬までに</u>、保護者の方と在籍園で内容を確認のうえ、最終確認日を記入して完成させて、<u>保護者の方が保管</u>してください。</p>
4	<p>就学先小学校の<u>新入生保護者説明会</u>（開催時期：<u>1月末～2月中旬頃</u>）に保護者の方が就学支援シートをお持ちいただき、<u>副校長先生</u>に御提出ください。</p> <p>※ 面談等を希望される場合は、提出先の小学校へ御相談ください。</p>

【問合せ先】

〒208-8502 武蔵村山市学園四丁目5番地の1 武蔵村山市民総合センター3階
 武蔵村山市教育委員会 教育部教育指導課教育支援係 ☎042-516-8610（直通）



東京都の発達障害教育



落ち着きがないから、授業中ちゃんと座ってられないんじゃないかな・・・

文字を読むのが苦手みたいだから、授業についていけないか心配だな・・・

自分の気持ちをコントロールしたり発信したりするのが苦手なのよね・・・

お子さんの成長や発達が少し気になったら・・・
東京都では「特別支援教室」の制度を導入し、
支援の体制を整えています。その概要を御案内します！

発達障害のある児童・生徒への支援

区内公立小・中学校では、特別支援教室や自閉症・情緒障害特別支援学級における指導・支援を中心に、発達障害のある児童・生徒のスキルアップに向けた支援を行っています。

■ 特別支援教室

通常の学級に在籍し、特別な指導を必要とする児童・生徒が、在籍学級における障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、一部の時間、別の教室で指導を受けられる制度です。なお、特別支援教室は都内の全公立小・中学校に設置されており、原則自分の在籍する学校で指導を受けます。

※通常の学級における学習では、十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒については、自閉症・情緒障害特別支援学級において指導・支援を行っています。なお、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置状況は、区市町村によって異なりますので、お住まいの区市町村教育委員会にお問い合わせください。

早期発見・早期支援が重要！

発達障害は、外見から課題が見えにくいと、「怠けている」「反抗的である」などの誤解を受けることがあります。また、本人や保護者も学習上・生活上の困難が障害に起因していることに気が付きにくいと、必要な指導や支援につながらない場合があります。早期に発見し、適切な指導・支援を行うことで、円滑な就学や在籍学級での充実した生活につなげることができます。



 東京都教育委員会

資料：東京都教育委員会ホームページ

特別支援教室の概要

目的



発達障害のある児童・生徒のうち、特別な指導を必要とする児童・生徒について、特別支援教室で指導を受けることで、児童・生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることです。

対象となる児童・生徒



- ・通常の学級に在籍している児童・生徒
- ・知的障害がなく、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害がある児童・生徒
- ・通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、特別な指導を必要とする児童・生徒

自閉症

円滑な人間関係ができない、周囲の人が考えていることの推測が苦手等の発達の偏りが見られ、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

情緒障害

主として心理的な要因による選択性かん黙（※）等があるもので、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

学習障害（LD）

聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性の状態等があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

※選択性かん黙とは、心理的な要因により、特定の状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など）で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態を言います。

指導期間の考え方

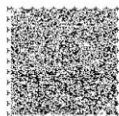


特別支援教室では、一人一人の児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導目標を立て、在籍学級で学校生活を送れるようになることを目指して指導を行います。また、指導開始後は、十分な評価がされないまま指導が継続されることのないよう、指導の成果を振り返り、指導開始当初の指導目標の達成状況を確認することが重要です。

そこで、学校生活の1年間のサイクルが終了する時点で、必ず振り返りを行うという趣旨で、指導期間を原則1年間と定めています。

なお、必要な場合は、1年間指導を延長し、延長終了時には、改めて支援策を検討し、特別支援教室での指導の継続を含め、児童・生徒の状況に応じた適切な支援を行っていきます。

また、指導目標を達成し、特別支援教室を退室した後も、在籍学級において、その児童・生徒に必要な支援や配慮を行いながら授業をしていきます。

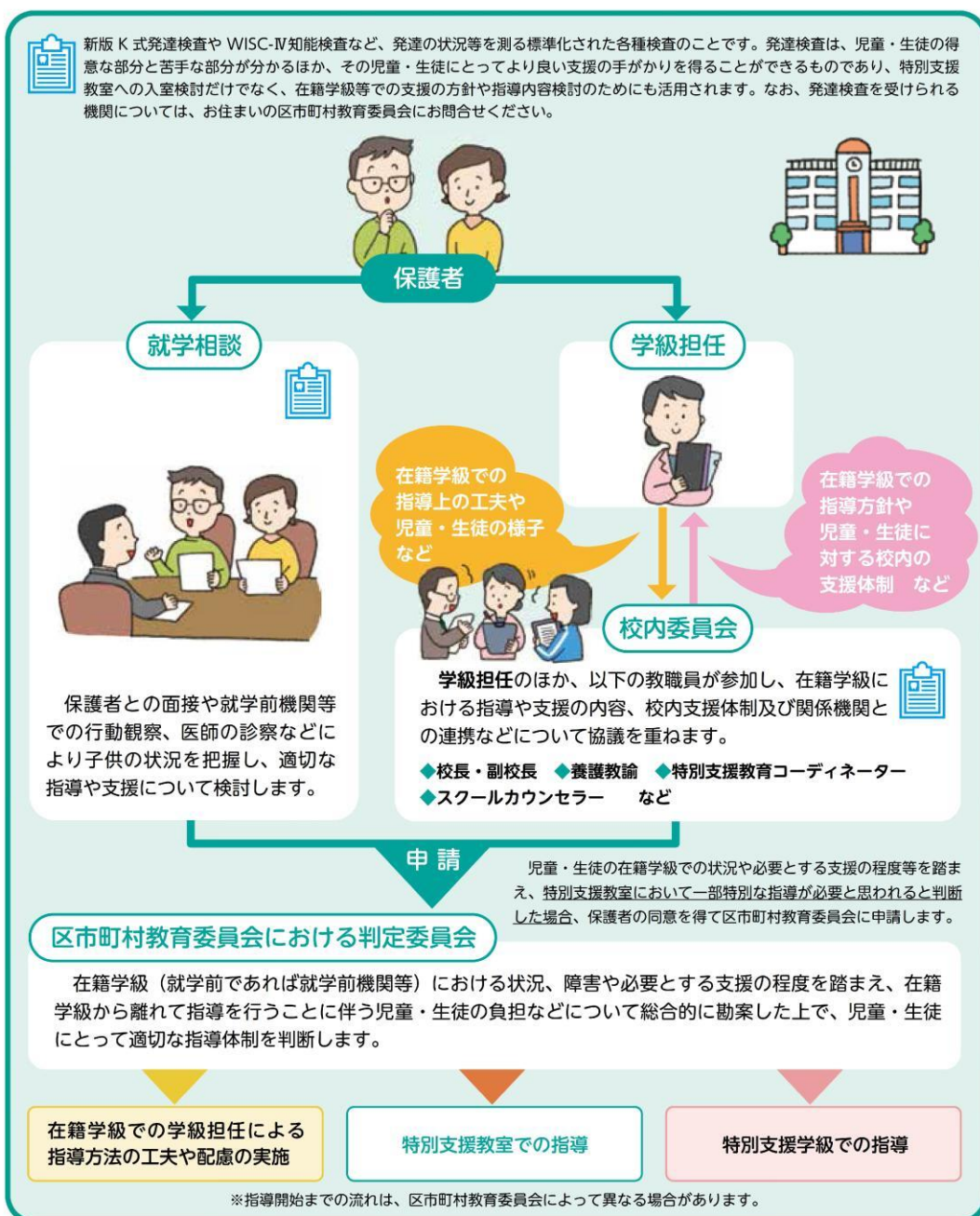


資料：東京都教育委員会ホームページ

特別支援教室の入室までの流れ

お子さんの状況を把握し、指導・支援の必要性や在籍学級での課題等を踏まえ、区市町村教育委員会の判定委員会において指導の開始を決定します。就学前はお住まいの区市町村教育委員会（就学相談窓口）に、入学後は学級担任等に御相談ください。

なお、入室に当たっては、発達検査（）を受けていただく必要があります。



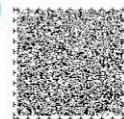
資料：東京都教育委員会ホームページ

特別支援教室の入室後の流れ

特別支援教室では、一人一人の状況に応じた学習上又は生活上の困難の改善・克服に向けた指導目標を立て、原則の指導期間（1年間）において指導します。

また、特別支援教室での指導の成果を通常の学級でも発揮できるよう支援します。

一貫性のある指導や支援を行っていくために、指導内容や児童・生徒の変容や成長は、保護者の皆様とも共有します。



資料：東京都教育委員会ホームページ

特別支援教室での指導・支援

指導・支援体制

巡回指導教員が各校を回って指導を行うため、児童・生徒は他校へ移動することなく原則在籍校で指導を受けることができます。

小・中学校

在籍学級

学級担任・教科担任



指導の工夫

特別支援教室

巡回指導教員



自立活動の指導

在籍学級の授業（国語等）を抜け、月1時間～週8時間程度、自立活動の授業を受けに行きます。

連携・情報共有

学級担任等と巡回指導教員の連携・情報共有により、児童・生徒の在籍学級における困難を把握し、その困難に応じた自立活動の指導を行います。

特別支援教室では、巡回指導教員以外にも心理の専門家と特別支援教室専門員が支援を行っています。

- 心理の専門家 …… 障害の状態を把握し、指導上の配慮について教員に助言します。
- 特別支援教室専門員 …… 教員とともに、児童・生徒の行動観察や教材作製などを行います。

巡回

拠点校

- ・巡回指導教員が集中的に配置されている学校を拠点校と言います。
- ・巡回指導教員はあらかじめ決められた曜日・時間に対象の児童・生徒が在籍する学校を巡回し、特別支援教室において指導を行います。
- ・巡回指導教員同士が常に指導の方法や教材等を共有していくことで質の向上を図り、一人一人の児童・生徒の状況に応じて適切な指導を行います。



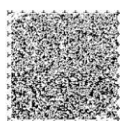
巡回指導教員

指導内容

特別支援教室では、一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導目標を設定して、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動）を行います。

なお、教科の予習・補習や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

<指導内容例>



- ・場面にあった挨拶や発言が苦手な児童・生徒に対して、友達との遊びや会話の場面を想定した表現の練習を重ねることで、その場に応じた適切な言葉づかいや表現方法を身に付けられるようにします。
- ・課題を期日までに提出することや学習計画を立てることが苦手な児童・生徒に対して、スケジュール帳を使って生活や学習の予定を可視化することにより、自己管理の方法や学習の進め方を身に付けられるようにします。
- ・体の使い方や姿勢の保持が苦手、落ち着きがない児童・生徒に対して、様々な課題を設けた運動を繰り返す行うことで、バランス感覚や触覚、運動感覚を高められるようにします。

資料：東京都教育委員会ホームページ

4 副籍制度リーフレット

保護者の皆様へ

地域で共に暮らすために ～副籍制度を利用した交流活動～

副籍制度とは

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

- ※ 「副次的な籍」を『副籍』と言います。
- ※ 都立特別支援学校の児童・生徒が「副籍」を置く小・中学校のことを『地域指定校』と言います。

■ 原則として都立特別支援学校の小・中学部に在籍する全ての児童・生徒が対象となります。



- ◆ 都立特別支援学校で学ぶ児童・生徒は、スクールバス等を利用して自宅から離れた学校に通うため、居住地域における同年代の子供同士の交流の機会が少なくなりがちです。

副籍制度が目指すもの

副籍制度を利用した交流活動は、「心の教育」です。

- 副籍制度は、将来の「共生地域」の担い手となる人材の育成を目指します。

学齢期

【学校では】



相互理解



成人期

【地域社会では】



- 副籍制度を通じて知り合った友達と、挨拶や言葉を交わし合ったり、遊びや地域活動に誘ったりなど、日常的な関わりをもてる。

- 一人一人を大切にして、共に支え合う地域社会を主体的に築いていくことができる。

共生地域とは、「障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす地域社会」のことです。これは、我が国が目指す共生社会の理念を更に具体化した概念であり、都教育委員会が独自に用いる用語です。

副籍制度による交流の紹介

- 交流には、学校・学級便りや手紙等の交換を主とする「間接的な交流」と、都立特別支援学校の児童・生徒が地域指定校の授業や行事に参加する「直接的な交流」があります。

<直接的な交流>

- ※ 都立特別支援学校の児童・生徒が、保護者等の引率のもとで地域指定校の授業や学校行事に参加します。
- ◆ 学校行事等の見学・参加
 - ・学芸会、文化祭、展覧会、運動会
 - ◆ 授業等の参加
 - ・国語や音楽の授業に参加
 - ・全校集会や学年集会への参加
 - ・部活動への参加
- など

<間接的な交流>

- ◆ 学校だよりの交換
 - ・郵送でお便りの交換をする。
 - ・保護者が地域指定校に持参して交換する。
 - ・地域指定校の児童が特別支援学校の児童の家に届ける。
 - ◆ 学校便りの交換以外の間接的な交流
 - ・展覧会などに作品を出品し展示する。
 - ・お便り交換の中に手紙を書いてやりとりする。
- など

副籍制度を利用した保護者の感想



- 近所でよく声をかけてもらえるようになりました。また、障害があることについても良く理解してくれているように感じ、地域で過ごしていくなかで、大事な一歩を踏み出せたと思います。
- 毎年運動会に参加しているので、同学年の保護者・生徒だけでなく他学年の保護者や生徒も「去年よりできた」などの成長を発見して、それを声に出して伝えてくれました。

交流開始までの手順

- 1 武蔵村山市教育委員会が実施する就学相談において、都立特別支援学校への就学意志を確認した後に、武蔵村山市教育委員会が保護者と相談の上、地域指定校（副次的な籍を置く区市町村立小・中学校）を決定します。
- 2 都立特別支援学校に入学後、保護者の希望をもとに都立特別支援学校と地域指定校が交流内容等の打合せを行い、交流を開始します。

- ※ 特段の理由があり副籍制度の利用を希望しない場合には、地域指定校は指定しません。ただし、保護者の希望によりいつでも、地域指定校を定めることができます。
- ※ 具体的な交流内容は、保護者の希望をもとに地域指定校と都立特別支援学校とが相談して決定します。

【問合せ先】

武蔵村山市教育委員会教育指導課教育支援係
☎042-516-8610（直通）

5 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

平成27年3月 武蔵村山市教育委員会教育長訓令第10号
改正
令和2年6月 武蔵村山市教育委員会教育長訓令第18号
令和7年7月 武蔵村山市教育委員会教育長訓令第13号

(設置)

第1条 武蔵村山市立学校（以下「市立学校」という。）における特別支援教育（教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する教育をいう。）を推進するための指針となる武蔵村山市特別支援教育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、計画の原案を作成し、武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げるところにより教育委員会が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 特別支援学級を設置する学校の校長
- (3) 特別支援教室拠点校の校長
- (4) 東京都立村山特別支援学校の教諭
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 教育委員会事務局の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長は前条第1号に掲げる者として委嘱された委員を、副委員長は同条第2号に掲げる者として任命された委員をもって充てる。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 前項の規定により委員長の職務を代理する副委員長の順序は、あらかじめ委員長が定める。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行し、この要綱による改正後の特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱の規定は、同年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、この要綱による改正後の特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱の規定は、同年4月1日から適用とする。

6 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会委員名簿

令和7年4月1日現在

	役職	氏名	職名
1	委員長	宮本紀夫	特別支援教育サポーター「つなぎ」主宰
2	副委員長	川口周作	小中一貫校大南学園第七小学校長
3	副委員長	森元隆之	第一中学校長
4	委員	赤坂弘樹	雷塚小学校長
5	委員	大野博史	第五中学校長
6	委員	星 菜々絵	東京都立村山特別支援学校主任教諭
7	委員	中村顕治	障害福祉課長
8	委員	里見和行	子ども育成課長
9	委員	佐藤哲郎	教育総務課長
10	委員	加藤由裕	指導・教育センター担当課長
11	委員	草間教子	きらり～発達障害と共に成長する家族の会～ 副会長

7 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会検討経過

回	開催年月日	議題
1回	令和7年 7月25日	(1) 委員長の職務を代理する副委員長の順序について (2) 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会の活動計画(案) (3) 武蔵村山市特別支援教育推進計画の策定スケジュール(案) (4) 武蔵村山市第六次特別支援教育推進計画策定に当たっての基本的な考え方 (5) 武蔵村山市第六次特別支援教育推進計画(案) (6) その他
2回	令和7年 10月17日	(1) 武蔵村山市第六次特別支援教育推進計画における評価対象として捉える事業等について (2) 「中学校難聴・言語障害学級」の設置について (3) その他
3回	令和7年 12月19日	(1) 武蔵村山市第六次特別支援教育推進計画(素案)の主な修正内容について (2) その他

8 都立特別支援学校一覧

令和7年4月1日現在

学校名	種別	電話番号
都立八王子盲学校	視覚障害	042-623-3278
都立立川学園	聴覚障害、知的障害 (併置)	042-523-1358
都立村山特別支援学校	肢体不自由	042-564-2781
都立羽村特別支援学校	知的障害	042-554-0829
都立光明学園	病弱	03-3323-8421

9 用語の解説

No.	用語	用語解説
1	I C T	「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
2	医療的ケア児	日常生活や社会生活を送る上で人工呼吸器による呼吸管理や喀痰（かくたん）吸引等の医療的ケアを恒常的に受ける必要がある子どものこと。
3	インクルーシブ教育システム	障害者権利条約の条文第24条に「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育又は中等教育から排除されないこと」と書かれているこの理念に基づく教育制度のこと。
4	介助員	小学校、中学校の特別支援学級において、児童・生徒が学校生活をする上で必要な介助を行う者のこと。
5	学校経営方針	校長が学校のビジョンを明らかにし、全ての学校が長期・中期・短期的な展望に立ち、当該年度の学習指導、生活指導、進路指導、学校運営等の教育活動の具体的な目標と方策を設定するとともに、教職員全員がその具体的な目標に向かい協働体制を確立し、学校の自律的な改革と教育の質的な向上を図るために策定するもの。
6	学校生活支援シート	特別な教育的支援が必要な児童・生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適時・適切な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。 平成25年度に東京都教育委員会において、従来の「個別の教育支援計画」から名称変更したもの。
7	教育課程	法令に基づき、各教科、特別の強化としての道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動等について、それらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の基本計画のこと。
8	教育センター	学校教育に関する調査・研究、児童・生徒等の教育相談や適応指導、生涯学習活動等の拠点となるところであり、教育委員会が施設運営を行っている。

No.	用語	用語解説
9	共生社会	<p>障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う我が国が目指すべき社会のこと。</p> <p>障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる社会のこと。</p>
10	校内委員会	<p>学校内に置かれた発達障害等の児童・生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。</p>
11	心のバリアフリー	<p>様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。</p> <p>学校教育における取組として共生社会に向けて、多様性を理解し、「障害の社会モデル」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養うべく指導の方法を検討していくもの。</p>
12	合理的配慮	<p>「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。</p>
13	校務分掌	<p>学校の教職員が学校教育の目標を実現するため、校務を分担して遂行していくこと。</p>
14	個別指導計画	<p>児童・生徒の実態に応じたきめ細やかな指導を行うために一人一人の障害の実態や発達の段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを各教科等全般にわたって作成するもの。</p>
15	自閉症	<p>自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。</p>

No.	用語	用語解説
16	自閉症・情緒障害 特別支援学級	以下の児童・生徒を対象とする固定制の学級のこと。 ①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のものである。 ②主として心理的な要因による選択制かん黙等があるので、社会生活への適応が困難である程度のものである。
17	就学支援シート	就学が決定した後に、保育所・幼稚園、療育機関等における子どもたちの様子や指導・保育又は訓練の様子を小学校や特別支援学校小学部に引継ぎ、特別な教育的支援が必要な子どもの就学後の学校生活をより適切なものにしていくために作成するもの。
18	就学相談	障害のある児童・生徒がその障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談のこと。
19	授業改善推進 プラン	各教科の学習指導要領に示された目標や内容の実現状況を把握し、それを指導方法の改善・充実に生かすことで、児童・生徒一人一人に「確かな学力」の定着と伸長を図ることを目的としている。学力調査の実施後に、調査の結果報告書を作成し、結果の詳細や授業改善のポイント等を発信するとともに、調査結果から自校の課題を分析して「授業改善推進プラン」を作成し、授業改善を行っていく取組を推進している。
20	巡回相談（員）	市教育委員会の求めに応じて市立学校を訪問し、当該市立学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に対しての行動観察を行うとともに、当該行動観察の結果を踏まえ、当該市立学校において行われる特別支援教育に関し、専門的な見地からおおむね次に掲げる助言又は援助を行う。 ①教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に係る個別指導計画の作成への協力 ②担任教諭、保護者その他の教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の支援を行う者への指導の内容及び方法についての助言 ③市立学校における特別支援教育の推進に向けての協力

No.	用語	用語解説
2 1	障害の社会モデル	<p>障害や不利益・困難の原因は障害のない人を前提に作られた社会の作りや仕組みに原因があるという考え方。</p> <p>ユニバーサルデザイン2020行動計画においても、心のバリアフリーを推進するための重要な柱として障害の社会モデルの理解することが示されている。</p>
2 2	スクール カウンセラー	<p>児童・生徒の臨床心理に係る専門性を有する心理士等。</p>
2 3	スクールソー シャルワーカー	<p>教育と福祉の両面の専門的な知識・技術を有し、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者のこと。</p>
2 4	特殊教育	<p>心理的又は身体的に何らかの障害のある児童・生徒は、その障害のために通常の教育内容・方法による通常の学級での教育が困難であることから、その特性や能力に応じて特別な教育を行う学校教育の一分野のこと。</p> <p>平成19年の「学校教育法」の改正により、特別支援教育の転換が図られるまで、我が国は特殊教育制度の下に障害のある子どもの教育が行われていた。特殊教育制度においては、「特別な場」（特殊学級や盲・聾・養護学校）で実施される障害のある子どもの教育を特殊教育としていた。</p>
2 5	特別支援学級	<p>「学校教育法」の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級である。</p>
2 6	特別支援教育	<p>障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。</p> <p>平成19年4月から学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障害のある児童・生徒の支援を更に充実していくことになった。</p>
2 7	特別支援教育 コーディネーター	<p>学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に係るコーディネート等の役割を担う者のこと。</p>

No.	用語	用語解説
28	特別支援教育 支援員	小・中学校の通常の学級等に在籍し、重度の障害等により、生活や学習上の困難を有する児童・生徒に対し、必要な支援を行う雇員のこと。
29	特別支援教室	特別支援教室は、教育課程の大部分を在籍学級で学ぶことが可能だが、より円滑に集団生活に適応していくためには、対人関係のスキル等に関して一部特別な指導（個別指導）を必要とする程度の児童・生徒が対象となり、拠点校に配置された指導教員が、各小・中学校の特別支援教室を巡回し、従来 of 情緒障害等通級指導学級と同様の指導を在籍校で行うものである。
30	トライアングル プロジェクト	障害福祉サービスを利用する障害児及び学習上又は生活上特別な支援が必要な小・中・高等学校等に在籍する発達障害等障害の可能性のある児童・生徒等に対して、都道府県・市区町村の各自治体においては、教育と福祉に関する部局、関係機関が連携して支援することが求められており、こうした背景を踏まえ、平成29年12月文部科学省及び厚生労働省が連携し、各自治体における教育委員会や福祉部局の連携がより一層推進され、本人及びその保護者支援につなげるための連携・支援の在り方について検討を行ったもの。
31	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう（発達障害者支援法）。
32	発達障害者 （児）個別支援 ファイル （むさしむらやま マイファイル）	発達障害にある方やそのご家族が、成育歴などの情報を書き込み、関係機関からの資料をまとめることで、成人に至るまでの切れ目のない支援を受けることを目的としたツール。
33	P D C A サイクル	業務プロセス等を管理・改善する手法の一つで、①計画（PLAN）②実行（DO）③評価（CHECK）④改善（ACT）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善・最適化するもの。

No.	用語	用語解説
3 4	副籍制度	<p>都立の特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童・生徒が武蔵村山市立の小学校又は中学校に副次的に籍を置き、市立学校の学校行事や学習活動へ参加し交流をすることにより、居住する地域とのつながりの維持及び継続を図るもの。</p>
3 5	ユニバーサルデザイン	<p>ユニバーサルデザインとは、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍等を問わずに誰もが使うことを想定の上設計したもの。</p> <p>教育の場において「スケジュール表を置いたりする教室環境の整備」、「学校の周辺（通学路）のバリアフリー化」、「学校内の段差の解消、エレベーターの設置等バリアフリー化」、「授業づくりの在り方」、「障害理解ある校風、学級経営」、「教職員が障害に対する理解や対応力」等、さまざまな差をなくそうとするもの。</p>

武蔵村山市第六次特別支援教育推進計画

(令和8年度～令和12年度)

発行年月
発行
編集

令和8年3月
武蔵村山市教育委員会
武蔵村山市教育委員会教育部教育指導課
〒208-8502
武蔵村山市学園四丁目5番地の1
TEL 042(516)8610(直通)